

しずおか あったかプラン

静岡市ユニバーサルデザイン 基本計画



温かい心の通い合う、
みんながいきいきと
暮らせるまち

平成21年3月
静岡市

「温かい心の通い合う、
みんながいきいきと暮らせるまち」
を目指して



本市は、政令指定都市として、市民福祉の一層の向上と豊かで活力ある質の高いわがまち・静岡を強力に創り上げていくために、“どこでも、誰でも、自由に、使いやすく”という考え方にもとづいた、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでまいります。

第1次静岡市総合計画では、市民とともに高めていくことが必要な意識の一つに、ユニバーサルデザインのまちづくりを掲げており、健康福祉や生活環境、都市基盤などの各分野において、ユニバーサルデザインに関わる施策を位置づけ、推進しているところです。

国におきましては、平成17年に国土交通省から「ユニバーサルデザイン政策大綱」が公表され、この中で生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善に取り組む考え方が示されています。

このような背景を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念にもとづくまちづくりをさらに推進するための考え方や取り組むべき施策を体系的に整理し、基本的な展開方向を示す「静岡市ユニバーサルデザイン基本計画」を策定しました。

今後は、本計画をもとに、基本理念である『温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち』の実現を目指し、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めてまいりますので、市民・事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、意識調査やワークショップ、懇談会にご協力いただいた市民の皆様をはじめとした関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

静岡市長

小嶋善吉

- 目 次 -

第1章 計画の策定にあたって	5
1 - 1 ユニバーサルデザインの考え方.....	6
1 - 2 計画策定の背景と目的.....	8
1 - 3 計画の位置づけ.....	9
第2章 ユニバーサルデザインからみた静岡市の現状と課題	11
2 - 1 「ひと」に関する現状.....	12
2 - 2 「まち」に関する現状.....	14
2 - 3 ユニバーサルデザインに関する市民意識	16
2 - 4 市民や職員が考えるユニバーサルデザイン	18
2 - 5 ユニバーサルデザインの課題	20
第3章 ユニバーサルデザイン基本計画の目指すもの	27
3 - 1 基本理念.....	28
3 - 2 基本目標.....	29
3 - 3 計画の体系	31
第4章 ユニバーサルデザインの基本施策	33
4 - 1 「思いやりのある心づくり」の実現のために	34
4 - 2 「誰もが参加しやすい社会づくり」の実現のために.....	37
4 - 3 「安全・安心で快適なまちづくり」の実現のために.....	40
4 - 4 「わかりやすく理解できる情報づくり」の実現のために	45
4 - 5 「まごころのこもったサービスづくり」の実現のために	47
4 - 6 「誰もが使いやすいものづくり」の実現のために.....	48
4 - 7 「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」の実現のために.....	49
第5章 ユニバーサルデザインを進めるために	51
5 - 1 まずは身近なことから	52
5 - 2 地域や行政などで力をあわせて.....	54
5 - 3 さらに充実したユニバーサルデザイン推進体制へ.....	57
5 - 4 基本計画の進行・管理について.....	58
第6章 参考資料	61

本文中、用語の右肩に*印のある箇所は参考資料に用語解説があります。

第1章 計画の策定にあたって

- 1 - 1 ユニバーサルデザインの考え方
- 1 - 2 計画策定の背景と目的
- 1 - 3 計画の位置づけ

第1章 計画の策定にあたって

1-1 ユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザイン*とは、「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用しやすいようにデザインすることをいいます。

ユニバーサル【普遍的な、全体の】 + デザイン



すべての人のためのデザイン

ユニバーサルデザインは、製品、建物、都市環境などの目に見えるもの（ハード）をデザインすることはもちろんですが、サービスやシステム、人の意識など、目に見えないもの（ソフト）までを対象とする幅広い考え方です。

ユニバーサルデザインは、すべての人が快適に生活し、自由に参加できる社会を実現することにつながることから、わが国でもさまざまな取り組みがはじめられており、その考え方が広まってきています。

ユニバーサルデザインは誰のためのもの？

ユニバーサルデザインは、高齢者や障害のある人など『限られた人のため』ではなく、『すべての人のため』のものです。

人には、子どもや高齢者といった年齢差、障害のある人やけが人、妊婦といった身体の状態、背の高い人や低い人などの体格差、右利きや左利きなどの個人差、日本人や外国人などの国籍の違いがあり、さまざまな人がいます。このようなことを理解し、『すべての人のため』のデザインを考えることがユニバーサルデザインです。

さまざまな人の例

車椅子の人



ベビーカーを押す人



外国人



重い荷物を
持った人



お年寄り



“ユニバーサルデザイン”と“バリアフリー”

ユニバーサルデザインと同様に、より暮らしやすい社会を実現することを目標とした考え方に「バリアフリー*」があります。

バリアフリーとは、「高齢者や障害のある人などが生活する上で妨げとなる障壁をなくす」という意味です。

バリア【障壁】 + **フリー**【なくす】

バリアフリーが「主に高齢者や障害のある人など」を対象としているのに対して、ユニバーサルデザインは「すべての人のため」を考えていること、また、バリアフリーが「すでにある障壁をなくす」ことを目指しているのに対して、ユニバーサルデザインは「はじめから障壁をつくらない」ことを目指しており、ユニバーサルデザインは、バリアフリーの考え方を踏まえつつ、さらに一步先に進んだ考え方であるといえます。

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対 象	主に高齢者や障害のある人	すべての人
基本的な考え方	すでにある障壁をなくす	はじめから障壁をつくらない

“ユニバーサルデザイン”と“バリアフリー”の事例

バリアフリーの事例



車椅子対応のリフト付きの階段

ユニバーサルデザインの事例



利用者が一目で階段、エスカレーター、エレベーターを選べる

1 - 2 計画策定の背景と目的

(1) 背景

本市は、全国的な動向と同じく少子高齢化が進み、平成 27 年には約 3 割が 65 歳以上の高齢者になると予測されています。また、障害のある人や外国人の数も年々増えています。加えて、高齢者や障害のある人、外国人などに限らず、同じ個人であっても年齢や身体の状態などによって行動特性や環境への対応能力が変化するなど、能力や個性の多様性に配慮したまちづくりが求められています。

このような多様性を認識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するためには、すべての人への配慮を念頭に置いた「ユニバーサルデザイン」が重要になります。

わが国では、平成 17 年に国土交通省から「ユニバーサルデザイン政策大綱」が公表され、身体の状態や年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から生活環境や交通環境の整備・改善に取り組むことが明確化され、各地域で活発な取り組みがはじめられています。

(2) 静岡市の取り組み

本市では、第 1 次静岡市総合計画で「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を目指し、市民とともに高めていくことが必要な意識の一つに「ユニバーサルデザインのまちづくり」を掲げています。健康福祉や生活環境、都市基盤といった個別の政策の中にもユニバーサルデザインにかかわる施策を位置づけています。

福祉分野では、市としての地域福祉のあるべき方向を定め、地域福祉推進環境を整えていくための地域福祉計画を策定しました。また、障害のある人への理解を深めるための心のバリアフリーイベントの開催や、高齢者を対象とした S 型デイサービス事業の実施など、ハード、ソフトの両面からさまざまな施策を進めています。

都市環境分野では、バリアフリー基本構想の推進やコミュニティ道路の整備、駅や病院など多くの人々が利用する公共施設などにエレベーターやスロープ*を設置するなど、高齢者や障害のある人などにも安心して利用できる施設整備などの取り組みを進めています。

今後は、これらの取り組みをさらに進め、ユニバーサルデザインの考え方にもとづくまちづくりを実践していく必要があります。

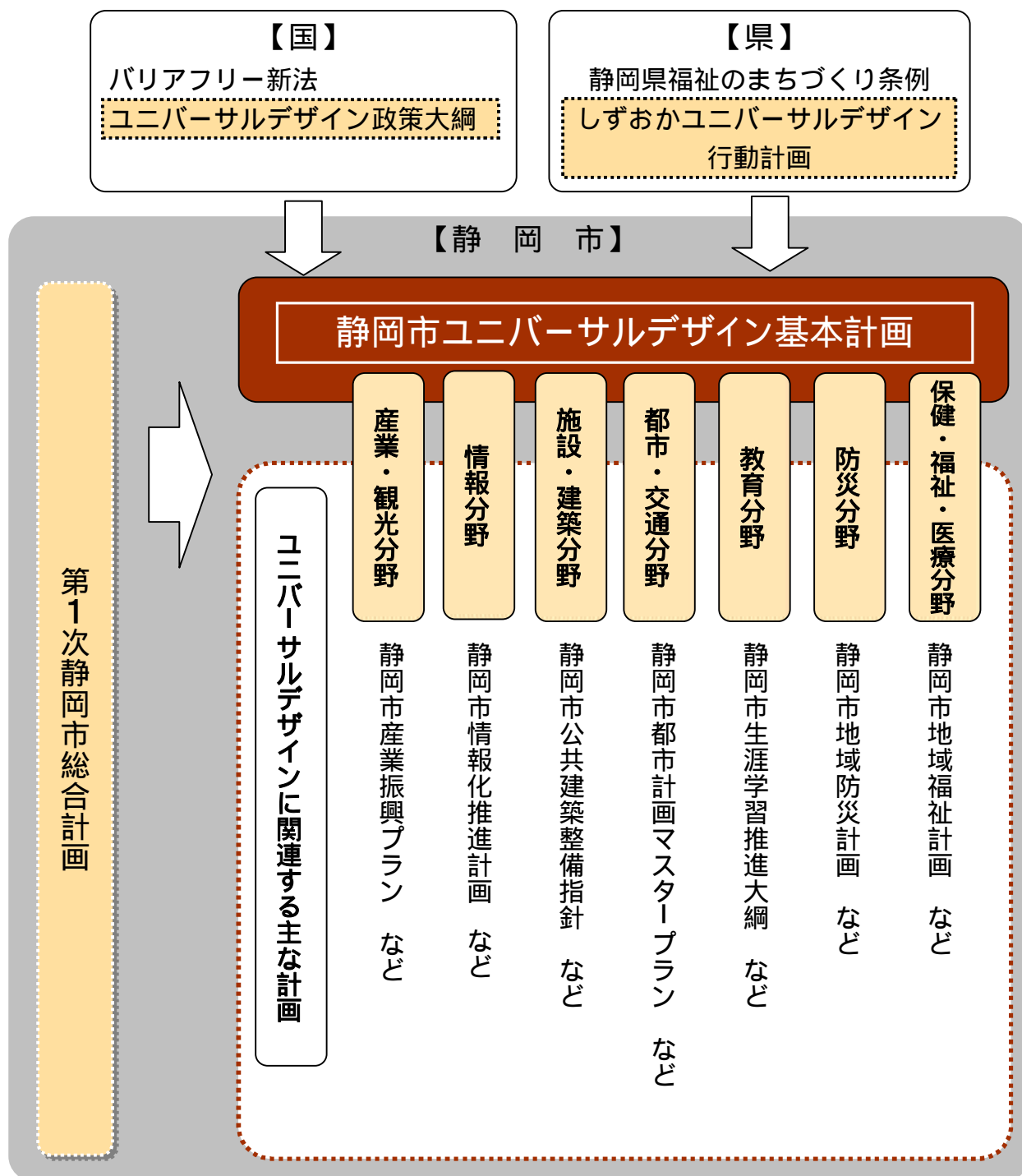
(3) 計画の目的

以上の背景や本市の取組状況を踏まえ、年齢や性別、障害の有無、国籍などを問わず、誰もが安心して生活することができるよう、ユニバーサルデザインの理念にもとづくまちづくりをさらに推進するための考え方や取り組むべき施策の基本的な展開方向を示す「静岡市ユニバーサルデザイン基本計画」を策定します。

1 - 3 計画の位置づけ

静岡市ユニバーサルデザイン基本計画は、国や県におけるユニバーサルデザインに関連する法令や計画との整合を図りながら、総合計画を具体化する各種まちづくり計画との連携のもとに、本市のユニバーサルデザイン政策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

なお、本計画は進行状況や社会環境の変化などに応じて、必要な見直しを行います。



バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第2章 ユニバーサルデザインからみた 静岡市の現状と課題

- 2 - 1 「ひと」に関する現状
- 2 - 2 「まち」に関する現状
- 2 - 3 ユニバーサルデザインに関する市民意識
- 2 - 4 市民や職員が考えるユニバーサルデザイン
- 2 - 5 ユニバーサルデザインの課題

第2章 ユニバーサルデザインから見た静岡市の現状と課題

ユニバーサルデザインの理念にもとづくまちづくりを進めていくための前提として、本市の現状を「ひと」と「まち」の観点から捉え、市民意識調査やワークショップ*、市各課照会調査などの結果より、ユニバーサルデザインに関する市民や職員の意識をまとめます。また、これらの現状を踏まえて課題を整理します。

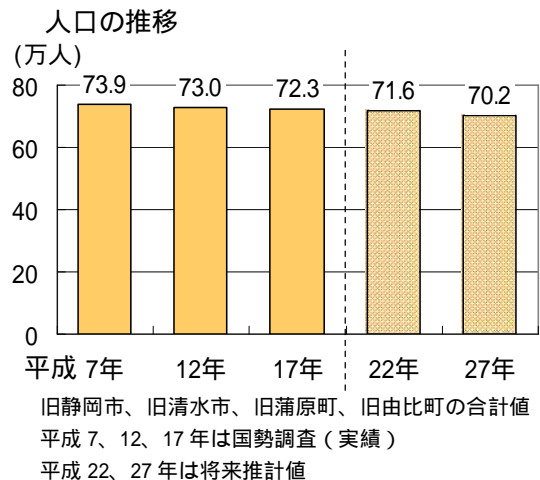
2-1 「ひと」に関する現状

本市は、人口がゆるやかに減少しており、少子高齢化がますます顕著になっていくと見込まれます。そのような中で、高齢者や障害のある方、外国人など、日常生活で支援を必要とする人もますます多くなることが見込まれ、今後はこれまで以上に地域での助け合いや支え合いが重要になると考えられます。

人口はゆるやかに減少しています

本市の人口は、平成17年にはおおむね72万人となっており、この先、ゆるやかに減少していくと見込まれています。今後は人口減少に対応した地域づくり、まちづくりを進めていくことが求められます。

資料：静岡市の将来推計人口
(平成20年11月)

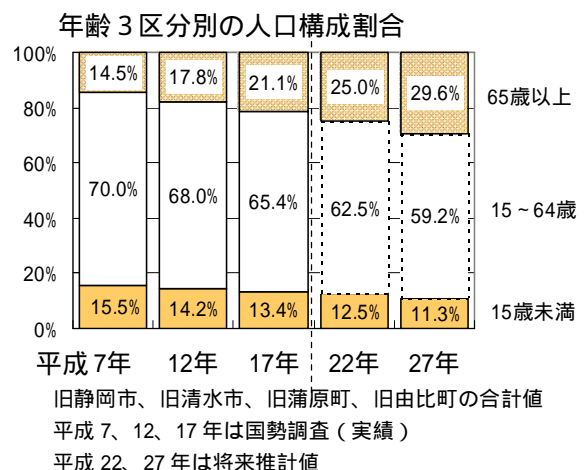


平成27年には、約3割が高齢者になると予測されます

年齢別の人口構成では、子どもの数が少なくなり、その一方で高齢者の数が増える「少子高齢化」が進んでいます。

平成17年には静岡市民の約5人に1人が高齢者(構成割合で21.1%)となっていますが、平成27年には約3割が高齢者になると予測されます。

資料：静岡市の将来推計人口
(平成20年11月)

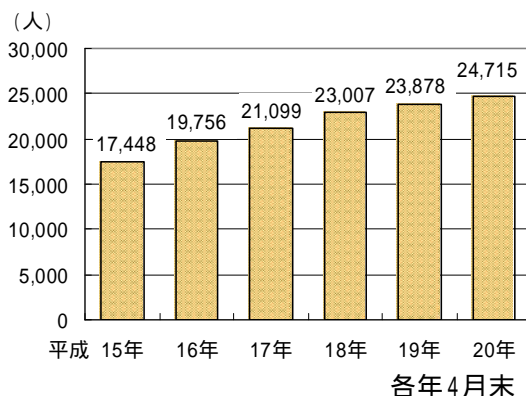


支援や介護を必要とする高齢者が増えています

何らかの支援や介護を必要とする人（要介護認定者*数）は年々増えています。平成20年4月末には要介護認定者数は約2万5千人にのぼり、これは高齢者全体の15%にあたる人数となっており、支援や介護を必要とする方が安心して暮らせるまちづくりが求められます。

資料：介護保険課

要介護認定者数の推移



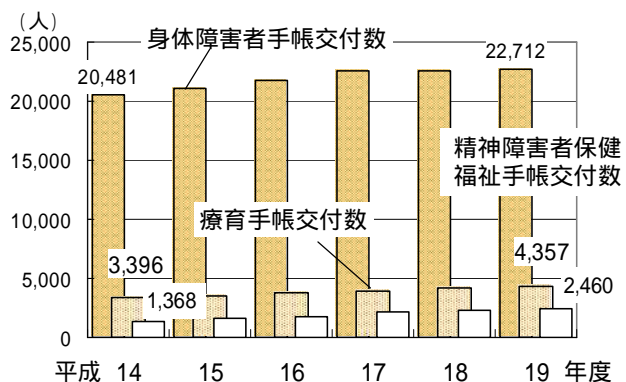
平成15～17年は、旧静岡市、旧清水市の合計値
平成18～20年は、旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町の合計値

さまざまな障害のある人が増えています

平成19年度の身体障害者手帳*は約2万3千人、療育手帳*は約4千4百人で、精神障害者保健福祉手帳*は約2千5百人に交付されています。平成14年度から19年度の6年間で、身体障害者手帳交付者数は、約2千人、療育手帳の交付数は、約千人、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、約千人増えており、障害のある方が安心して暮らせるまちづくりが求められます。

資料：障害者更生相談所
精神保健福祉課

身体障害者手帳交付数・療育手帳交付数・精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



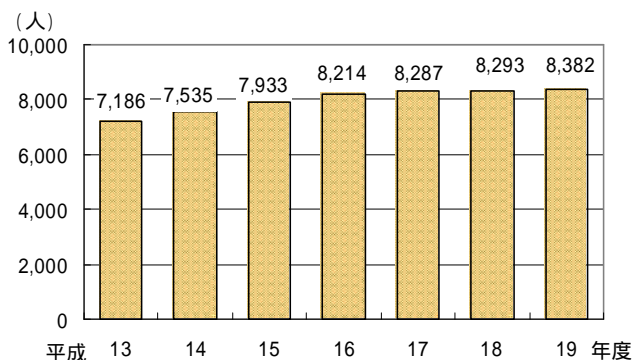
平成14～16年度は旧静岡市、旧清水市の合計値
平成17～19年度は旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町の合計値

市内で暮らす外国人が増えています

外国人登録者数は年々増えており、平成19年度には全人口の1%にあたる約8千4百人となっています。今後は、外国人の方が暮らしやすいまちづくり、外国人の方とともに暮らす多文化共生*のまちづくりを考えていく必要があります。

資料：総務課

外国人登録者数の推移



平成13～16年度は、旧静岡市、旧清水市の合計値
平成17～19年度は、旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町の合計値

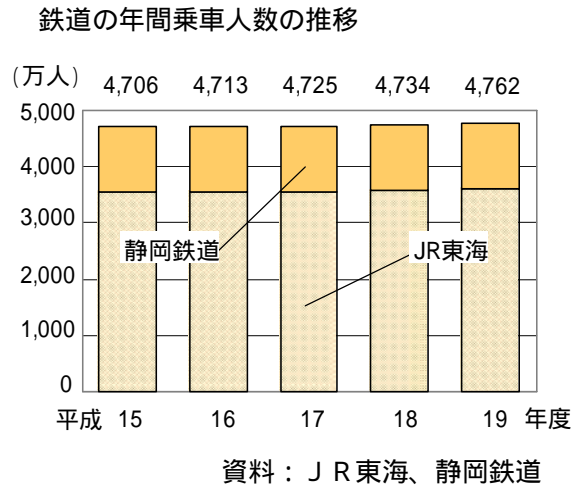
2 - 2 「まち」に関する現状

本市では、駅周辺のバリアフリー化や超低床バス*の導入、建築物等のユニバーサルデザインへの対応、心のバリアフリーイベントの開催など、これまでもさまざまな取り組みを推進しています。今後も、こうした取り組みを継続、拡充することにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現していくことが求められます。

年間約 4,760 万人が鉄道駅を利用しています

市内の鉄道の乗車人数は、年間約 4,760 万人にのぼり、1日平均 13 万人以上が鉄道を利用しています。

市では、JR 静岡駅や JR 東静岡駅などの拠点となる駅の周辺地区でバリアフリー基本構想にもとづくバリアフリー整備を進めています。今後も、利用者が鉄道駅を安心して快適に利用できるよう継続的な取り組みが求められます。



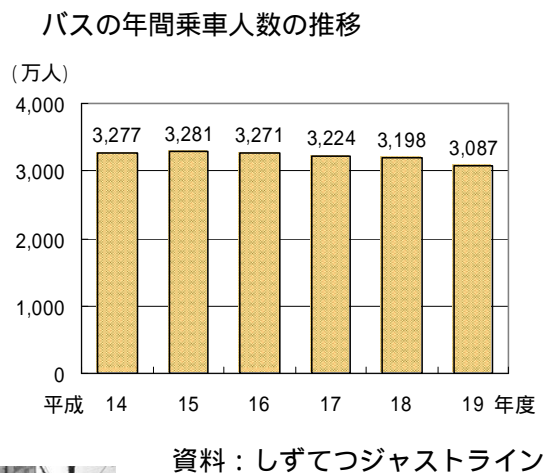
バリアフリー改修 (JR 静岡駅)

年間約 3,100 万人がバスを利用しています

バスの乗車人数は、年間約 3,100 万人にのぼり、1日平均 8 万 5 千人程度がバスを利用しています。

しずてつジャストラインでは、バスの利用しやすさを高めるため、平成 10 年度から超低床バスの導入を進めており、平成 19 年度には 145 台が運行しています。

今後も超低床バスの導入をさらに進めるなど、利用者の視点に立ってバス交通の利便性やサービスの向上を図っていくことが求められます。



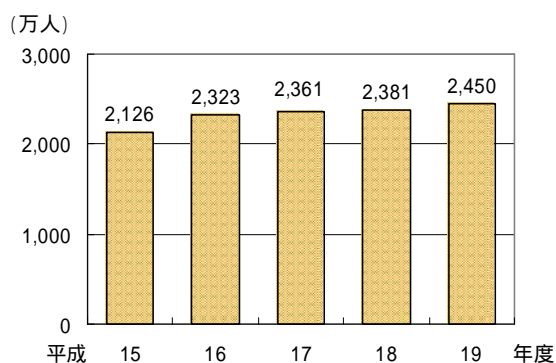
超低床バス「こしず」

年間約 2,450 万人の観光交流客があります

本市を訪れる観光交流客数は年々増えており、平成 19 年度には年間約 2,450 万人の観光をはじめとする交流客が静岡市を訪れています。これは、静岡市に暮らす人口の約 35 倍にあたります。

今後は、市民にとって暮らしやすいまちにすることはもちろんですが、観光客や来訪者にとっても行動しやすく快適に滞在してもらう視点も重要になります。

年間観光交流客数の推移



資料：観光課

平成 15～17 年度は、旧静岡市、旧清水市の合計値
平成 18、19 年度は、旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町の合計値

福祉のまちづくりを進めています

本市では、「静岡県福祉のまちづくり条例」にもとづき、広い歩道の確保やスロープの設置など、道路や公園、多くの人が利用する施設の整備を進めています。また、心のバリアフリーイベントの開催や外国語表記のパンフレットの作成などソフト面の取り組みも積極的に進めています。

今後も、ハードのみならず、ソフト面からも福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。

誰もが使いやすい施設
(清水テルサ)

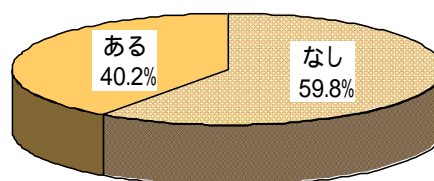


高齢者のための設備を備えた住宅は 4 割

本市では、高齢者などが安心して暮らすための設備を備えている住宅は、全体の約 4 割となっています。

住宅は、生活の基盤となる大切な場です。高齢者だけに限らず、安心して暮らすことができるような設備や仕様を備えておくことが大切になります。

高齢者等のための設備がある住宅



資料：住宅・土地統計調査（平成 15 年）
旧静岡市の値

2 - 3 ユニバーサルデザインに関する市民意識

(結果の詳細は73ページを参照)

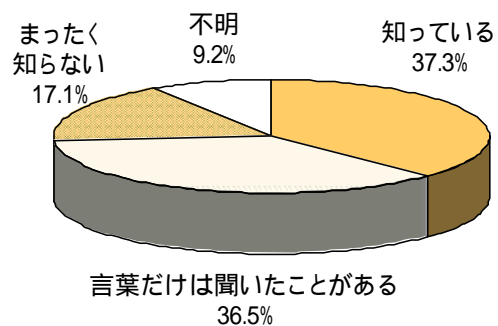
平成18年度市民意識調査「私はこう思う」より

市民意識調査からは、市民に対してユニバーサルデザインをさらに周知し、理解を促していくことが必要であり、今後に向けてはハード、ソフトの両面にわたって、市民、事業者、行政が協働してユニバーサルデザインに取り組むことが必要であるといえます。

ユニバーサルデザインを知っている市民は4割

ユニバーサルデザインを知っているかどうかを尋ねたところ、約37%が「知っている」ことがわかりました。しかし、「まったく知らない」や「言葉だけは聞いたことがある」という人も多く、いっそうの周知を図り、理解を促していくことが必要です。

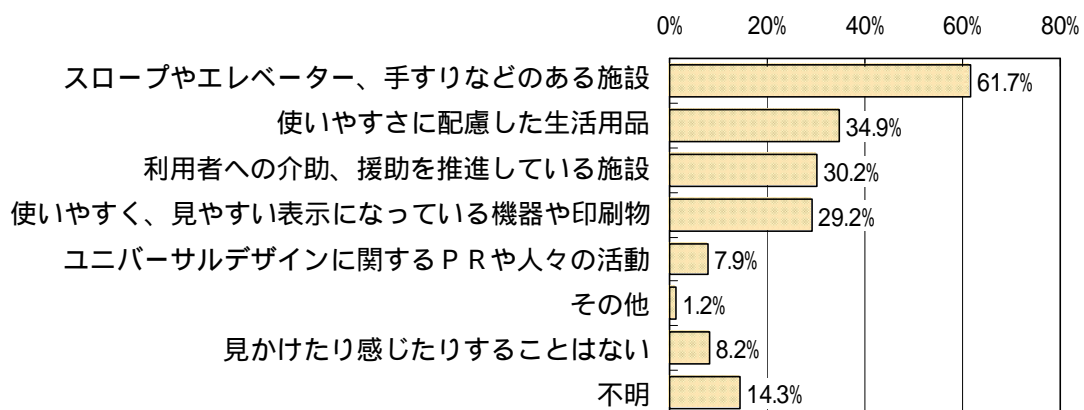
ユニバーサルデザインの認知度



スロープや手すりなどのある施設でユニバーサルデザインを実感

身の回りのものでは、「スロープやエレベーター、手すりなどのある施設」をユニバーサルデザインだと感じる人が最も多く約62%にのびります。しかし、「ユニバーサルデザインに関するPRや人々の活動」は約8%と少なく、施設や生活用品などに関してはユニバーサルデザインが浸透しつつある一方で、人々の活動などについては、あまり浸透していないと考えられます。

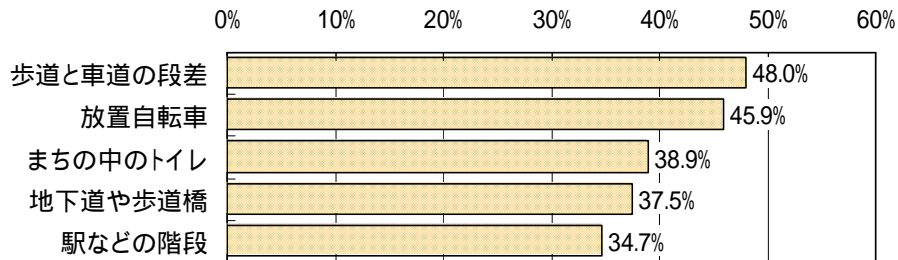
身の回りでユニバーサルデザインと感ずるもの



“道路の段差”や“放置自転車”に工夫や改善が必要

まちの中で工夫や改善が必要だと思うものは、「歩道と車道の段差」が48%、「放置自転車」が約46%と多くなっています。

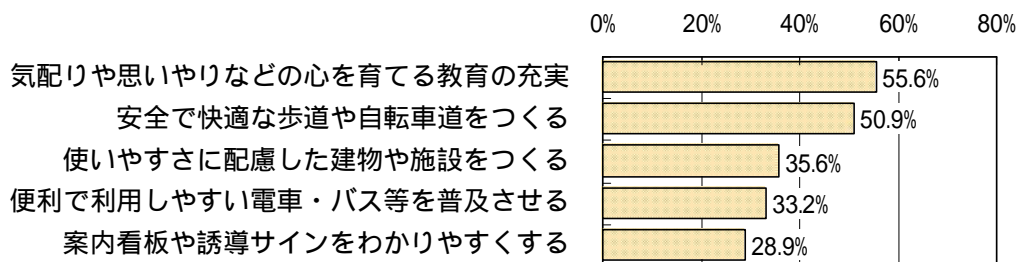
まちの中で工夫や改善が必要だと思ったこと（上位5つ）



“心の教育”や“安全・快適な道づくり”が必要

ユニバーサルデザインを進めていくためには、「気配りや思いやりなどの心を育てる教育の充実」（約56%）や「安全で快適な歩道や自転車道をつくる」（約51%）ことが必要だと考える人が多く、道づくりなどのハード面と心の教育などのソフト面の両面からの取り組みが必要とされています。

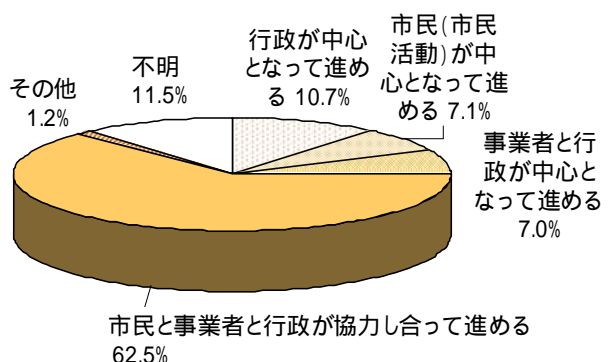
ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと（上位5つ）



ユニバーサルデザインは“市民”“事業者”“行政”の協力で

ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方について尋ねたところ、「市民と事業者と行政が協力し合って進める」が約63%と最も多く、協働による取り組みの必要性が認識されています。

ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方



2 - 4 市民や職員が考えるユニバーサルデザイン

(結果の詳細は 83 ページを参照)

ユニバーサルデザイン基本計画ワークショップ

基本計画の策定にあたり、さまざまな人の意見を反映させるため、高齢者や外国人、子どもを連れた主婦、福祉学校の生徒、市職員などの参加によりワークショップを開催しました。障害のある人の疑似体験をした街歩き、グループでの話し合いを通じて、ユニバーサルデザインの視点でまちの課題を抽出し、課題を解決するための市民や行政などの取り組みについて提案をまとめました。

第1回 街歩き～課題マップの作成

JR 静岡駅から市役所にかけての区域で街歩きを行い、課題マップを作成しました。街歩きにあたっては、車椅子を使用するなど障害のある人の疑似体験も取り入れました。



第2回 まちなかの主要な課題の抽出

街歩きを踏まえて、まちなかの課題を抽出し、整理しました。

課題は次のように整理・分類されました。

- 交通マナーの問題
- 道路や歩道の整備・維持管理の問題
- 案内・サインなど情報のわかりやすさの問題
- 公共交通のサービスの問題
- デザイン・景観の問題
- 人材育成の問題 など



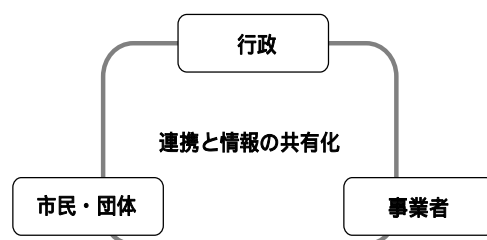
第3回 ユニバーサルデザインの役割分担

ユニバーサルデザインを進めるために、市民、事業者、行政が何をすべきかについて検討しました。

ユニバーサルデザイン推進のためには、市民、事業者、行政が連携し、情報を共有化することが必要で、行政は広く情報を提供し、市民は積極的に市に意見を述べるのが大切であるという意見などが出されました。



市民・団体と事業者と行政の連携



市におけるユニバーサルデザイン関連事業等調査

これまでに市で取り組んできたユニバーサルデザインに関連した施策や事業をとりまとめるとともに、ユニバーサルデザインの推進に向けた課題を抽出しました。

本市では、これまでに次のようなユニバーサルデザインの取り組みを行っています。

- ◆ 駅周辺のバリアフリー基本構想の推進
- ◆ 超低床ノンステップバスの導入
- ◆ 担当課窓口へのローカウンターを設置
- ◆ パンフレットなどの外国語版の作成
- ◆ 新職員を対象としたユニバーサルデザイン研修 など

そして、今後に向けて、次のような課題が指摘されました。

- ◆ 一部の公共施設や市の中心部でユニバーサルデザインは進んでいるが、今後さらなる展開が必要
- ◆ 市で配布する印刷物の外国語表記を進めていくことが必要
- ◆ 職員一人ひとりの意識啓発が必要
- ◆ 市の関係各課や関係機関がもっと連携していくことが必要 など

障害者協会の方々などとの懇談会

懇談会では、障害のある方からの視点で、ユニバーサルデザインを推進するためのさまざまな意見や提案をいただきました。

障害者協会の方々などとの懇談会では、次のような意見が出されました。

- ◆ 子どもの頃からのユニバーサルデザインに関わる教育が大切
- ◆ 駅やその周囲のハードの改修だけではなく、案内表示や係員の案内などのソフト面のユニバーサルデザインを進めてほしい
- ◆ 公共交通事業者が障害のある人に向けた情報をインターネットなどでもっと提供してほしい
- ◆ さまざまな人のバリアを理解し、クリアすることによって本当のユニバーサルデザインが実現する
- ◆ 車椅子や視覚障害の人に対する対応だけではなく、知的障害や聴覚障害の人への配慮もしてほしい など

2 - 5 ユニバーサルデザインの課題

本市の現状、市民意識調査、ワークショップや懇談会、関連事業等調査などを通じて得られた市民や市職員の意見・提案などから、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく上で様々な課題がありました。

これらの課題を整理すると、「人の意識づくり」、「社会参画」、「都市・施設」、「情報」、「サービス」、「製品」、「しくみ」の7つの分野に分けることができます。

「ひと」に関する現状

人口はゆるやかに減少しています
平成 27 年には約 3 割が高齢者になると予測されます
支援や介護を必要とする高齢者が増えています
さまざまな障害のある人が増えています
市内で暮らす外国人が増えています

「まち」に関する現状

年間約 4,760 万人が鉄道駅を利用しています
年間約 3,100 万人がバスを利用しています
年間約 2,450 万人の観光交流客があります
福祉のまちづくりを進めています
高齢者のための設備を備えた住宅は 4 割

ユニバーサルデザインに関する市民意識

ユニバーサルデザインを知っている市民は 4 割
スロープや手すりなどのある施設でユニバーサルデザインを実感
“道路の段差”や“放置自転車”に工夫や改善が必要
“心の教育”や“安全・快適な道づくり”が必要
ユニバーサルデザインは“市民”“事業者”“行政”の協力で

市民や職員が考えるユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザイン基本計画ワークショップ
市におけるユニバーサルデザイン関連事業等調査
障害者協会の方々などとの懇談会

ユニバーサルデザインの課題

人の意識づくり

ユニバーサルデザインの普及啓発
ユニバーサルデザインに取り組む
人材の育成
心を育てる教育

社会参画

地域での助け合いや支え合い
活動や交流の機会の充実
就学や就業の機会の充実

都市・施設

安心して外出できるまちづくり
使いやすい施設づくり・住まいづくり
利用しやすい交通環境の整備

情報

わかりやすい情報提供
まちなかの案内の充実

サービス

温かいサービスの提供
行政による率先したサービスの向上

製品

ユニバーサルデザイン製品の普及
啓発
ユニバーサルデザインの研究支援

しくみ

ユニバーサルデザインを推進する
体制の確立
ユニバーサルデザインを推進する
ための工夫

課題1 人の意識づくりに関する分野

ユニバーサルデザインの普及啓発

市民意識調査によると、ユニバーサルデザインを「知っている」人は約37%であり、ユニバーサルデザインを知っている市民が増え、また言葉だけではなく、考え方の理解も広げるようあわせて啓発していく必要があります。特に、さまざまな立場の人々に対し、互いに理解を深めることが重要です。

行政や事業者などにおいても、さらに活発な取り組みへと展開していくため、あわせて普及啓発していく必要があります。

ユニバーサルデザインに取り組む人材の育成

ユニバーサルデザインを推進するためには、一人ひとりが意識を高めていくことはもちろんですが、加えて、地域や学校、職場などで協力しながらさまざまな取り組みを進めていくことも重要になります。そのためには、それぞれの場でユニバーサルデザインを広め、積極的に活動を推進するリーダーとなる存在が大切であり、そのような人材を育てていくことも必要と考えます。

心を育てる教育

市民意識調査や懇談会などにおいても心の教育の大切さが指摘されているように、ユニバーサルデザインを推進するためには、製品や環境などを使いやすくすることだけではなく、それらを使う人、使う人を支援する人が、気配りや思いやりの心を持つこともとても大切です。一人ひとりがそうした思いやりの心を持ち続けられるように、心を育てる教育を進めていくことが重要になります。

課題2 社会参画に関する分野

地域での助け合いや支え合い

高齢化の進行にあわせて介護を要する高齢者の数が増えており、障害のある人や外国人の数も年々増加しているなど、地域の中で何らかの支援を必要とする人が増えています。しかしその一方で、家族が小規模化し、ひとり暮らしの高齢者が増えていることや、地域での人と人のつながりが薄れていることなどが懸念されています。

地域で助け合い、支え合っていくことは、今後ますます重要になり、良好な地域コミュニティをつくるための地域活動や困っている人を支える市民活動などをいっそう充実していくことが必要です。

活動や交流の機会の充実

高齢者や障害のある人、外国人などが、元気に生きがいをもって暮らすためには、地域社会との関わりを持てる活動の場を確保することが重要になります。また、子どもと高齢者との世代間の交流や、障害のある人や外国人をはじめとするさまざまな個性を持った方々との交流は、お互いに理解し尊重しあう心を養うことにもつながります。

本市では、これまでに「心のバリアフリーイベント」を開催するなど、活動や交流の機会の創出に努めています。誰もが自らの意思で社会参加し、さまざまな交流を通じて相互理解を深めることができるよう、今後も活動や交流の機会を充実していくことが必要です。

就学や就業の機会の充実

誰もが等しく教育を受ける権利があり、学校教育や生涯教育の機会の均等や充実が求められます。また、誰もが意欲や能力に応じて働く機会が得られるよう、就業の機会を確保し、就業環境を充実していく必要があります。

課題3 都市・施設に関する分野

安心して外出できるまちづくり

市民意識調査では、ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこととして、「安全で快適な歩道や自転車道をつくる」が半数を占めています。JR静岡駅やJR東静岡駅などの周辺地区ではバリアフリー基本構想にもとづくバリアフリー化が進められていますが、誰もが安心してまちを移動できるように歩行空間の整備や自転車道の整備を通じて、安全確保をさらに進めていく必要があります。同時に、安心して通行できるように、自転車利用者のモラルの向上や路上駐輪対策も求められます。



道路と段差のない歩行者空間

使いやすい施設づくり・住まいづくり

多くの人が利用する公共建築物の中には、段差があったり、案内表示の配慮が欠けていたり、段差解消のスロープが設置されていても十分に機能していないなどの問題がみられる施設があり、利用者の視点に立った適切な対応が必要です。また、生活の場である住宅においても、快適に暮らせるよう、整備改善が求められます。

利用しやすい交通環境の整備

毎日多くの人が利用しているバスや鉄道などの公共交通は、市民や来訪者にとって大切な移動手段です。特に、高齢者や子どもをはじめ自動車を運転しない人にとって、その重要性はとても大きく、誰もが安心して円滑に利用できるよう雨天等の天候対策なども含めたきめ細かな配慮が必要です。

課題4 情報に関する分野

わかりやすい情報提供

携帯電話やインターネット*が普及し、多くの情報を手軽に入手できるようになりました。その反面で、情報機器が複雑・難解であったり、情報量が多すぎるなど、人によっては必要な情報を利用しにくい面もあります。必要な情報を誰もが簡単にわかりやすく得られるよう、さまざまな状況に対応できる配慮が必要です。

まちなかの案内の充実

まちの中には、さまざまな案内板やサインがあり、市民や来訪者のさまざまな活動や移動に役立っていますが、表記の仕方が不統一であったり、道路名を示す案内サインがなく来訪者が道に迷うという指摘もあります。今後は、静岡市公共サインマニュアルにもとづき、分かりやすい案内をさらに充実していく必要があります。



さまざまな種類の案内板

課題5 サービスに関する分野

温かいサービスの提供

行政の窓口サービスや事業者などのサービスの中には、利用者への配慮が十分でない場合も見られることから、サービス提供者が温かい心を持ってサービスを提供していくことが重要になります。特に、来訪者に対しては、静岡市に来てよかったと思えるようにもてなしの心で接していくことが求められます。

行政による率先したサービスの向上

市では、障害のある人に配慮した窓口カウンターを設置したり、外国人に対応したサービスを提供するなど、各部門でユニバーサルデザインの考え方にもとづく取り組みをはじめています。こうした取り組みを全庁的なものとしていっそう広めていく必要があります。その際、機器やモノに頼るだけでなく、職員一人ひとりがもてなしの心を持ち、利用者の意見やニーズに配慮し、さらなるサービスの向上に努めていく必要があります。

課題6 製品に関する分野

ユニバーサルデザイン製品の普及啓発

市民意識調査では、身の回りにある生活用品をユニバーサルデザインだと感じる人は約 35%にとどまっており、今後は、ユニバーサルデザイン製品の普及に向けて、さらなる啓発を図っていくことが必要になります。

ユニバーサルデザインの研究支援

ユニバーサルデザイン製品を開発するためには、大きな研究開発費用が必要であったり、きめ細かなニーズの把握が必要であったりなど、個々の事業者による取り組みだけでは、十分な成果が得られにくい面があります。今後は、事業者とともに利用者や行政・研究機関などが連携し、ユニバーサルデザイン製品の開発を進めていくことを検討することも求められます。



ユニバーサルデザイン製品の例
(履きやすく脱ぎやすい軽量シューズ)

課題7 しくみに関する分野

ユニバーサルデザインを推進する体制の確立

ユニバーサルデザインを着実にかつ継続的に推進していくためには、一人ひとりの意識を高めるとともに、推進のための体制やしくみを整えることが必要になります。特に、市民意識調査では、市民、事業者、行政の協働によるユニバーサルデザインの推進が必要であるという意見が多く、こうした協働による取り組みを支えるしくみや体制づくりを検討することが必要です。

ユニバーサルデザインを推進するための工夫

ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備や既存施設の改修などには、費用がかかることが指摘されています。今後は、予算面を含めた新たな発想やしくみづくりなどを工夫していくことも求められます。

第3章 ユニバーサルデザイン基本計画の 目指すもの

- 3 - 1 基本理念
- 3 - 2 基本目標
- 3 - 3 計画の体系

第3章 ユニバーサルデザイン基本計画の目指すもの

3 - 1 基本理念

温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち

本市は、政令指定都市*となり、市民福祉の一層の向上と豊かで活力ある質の高いわがまち・静岡を強力に創り上げていくために、ユニバーサルデザインに取り組むまちとして、ハード・ソフト両面からまちづくりやホスピタリティ*のさらなる向上に努めていくことが求められています。

急速な高齢化の進展などにより、市民誰もが、地域社会の中で自立でき、安心していきいきと暮らせるまちづくりが重要性を増しており、都市や建築、生活環境、商品、サービスなど日常生活のあらゆる場面において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、ユニバーサルデザインがあたりまえであるようなまちを築くことが重要であると考えています。

温暖な気候のもと、ほのぼのとした環境の中で育まれた静岡市民には、心が温かく思いやりのあるやさしい気質が備わっています。市民一人ひとりが、日頃から、お互いを思いやる気持ち、お互いに助け合う気持ちを持ち、また、相手に感謝することも忘れずに、静岡らしい温かい心を育て通い合わせることで、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現することにつながります。

そこで、本市では、誰もが安心していきいきと快適な暮らしをすることができ、来訪者にも温かい心が伝わり、また来たくなるようなまちを目指し、「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を基本理念として、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

静岡らしい温かい心のイメージ

感謝の気持ち



相手を思いやる心



3 - 2 基本目標

ユニバーサルデザインのまちを実現するためには、市民一人ひとりの意識づくりをはじめとして、社会全体のあり方から、建物や交通機関などのまちづくり、情報やサービス、暮らしを支えるさまざまなモノづくりに至るまで、ハード、ソフトの両面にわたって総合的な取り組みを進めていくことが必要です。

そこで本市では、基本理念として掲げた「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を実現していくために、前章のユニバーサルデザインを進めていく上での課題を踏まえ、『心』、『社会』、『まち』、『情報』、『サービス』、『もの』、『しくみ』の7分野にわたる基本目標を設定し、ユニバーサルデザインの取り組みを推進します。

『心』のユニバーサルデザイン ~思いやりのある心づくり~

市民一人ひとりが、お互いを思いやり、感謝しあえる温かい心を育み、通い合わせることができるよう、「思いやりのある心づくり」を進め、『心』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

『社会』のユニバーサルデザイン ~誰もが参加しやすい社会づくり~

市民が、地域の中でさまざまな活動に加わり、いきいきと交流することで、社会参画や自己実現をすることができるよう、「誰もが参加しやすい社会づくり」を進め、『社会』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

『まち』のユニバーサルデザイン ~安全・安心で快適なまちづくり~

市民や来訪者が、日常の生活や活動の舞台となる住まいやまちにおいて、危険や不便を感じることなく過ごすことができるよう、「安全・安心で快適なまちづくり」を進め、『まち』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

『情報』のユニバーサルデザイン ~わかりやすく理解できる情報づくり~

市民や来訪者が、必要とする情報を適切に入手し、理解することができるよう、行政情報をはじめとするさまざまな情報に対して「わかりやすく理解できる情報づくり」を進め、『情報』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

『サービス』のユニバーサルデザイン ~まごころのこもったサービスづくり~

市民や来訪者が、心地よくサービスを受けられるよう、行政や事業者などが提供するサービスにおいて、ホスピタリティを大切に「まごころのこもったサービスづくり」を進め、『サービス』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

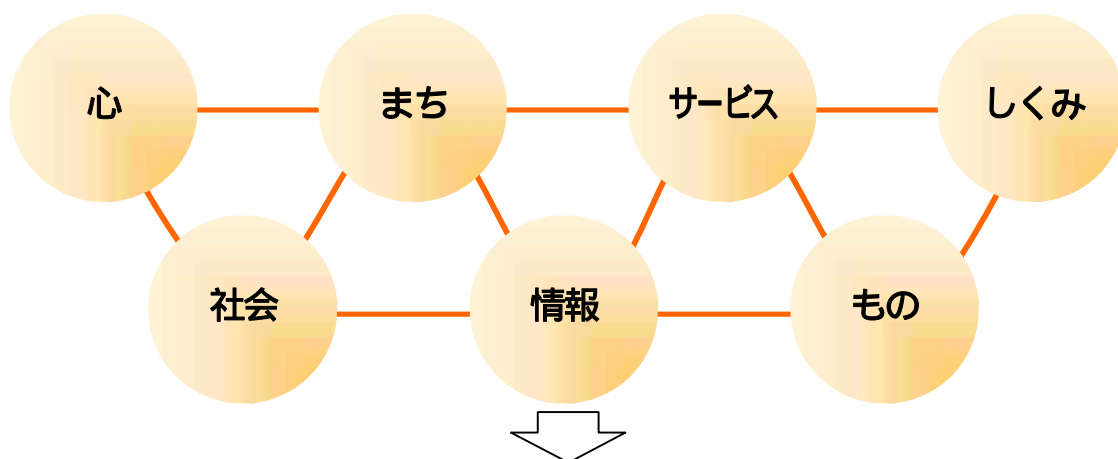
『もの』のユニバーサルデザイン ~誰もが使いやすいものづくり~

市民が、日常の生活や活動の中で利用するさまざまな「もの」を不便なく使うことができるよう、「誰もが使いやすいものづくり」を進め、『もの』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

『しくみ』のユニバーサルデザイン ~ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり~

市民、事業者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、できることから取り組みはじめ、継続的な取り組みとして定着化していけるよう、「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」を進め、『しくみ』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

7つの分野にわたって総合的に取り組みを進めることが
ユニバーサルデザインのまちづくりにつながります



温かい心の通い合う
みんながいきいきと暮らせるまち

3 - 3 計画の体系

本市におけるユニバーサルデザイン基本計画の体系を次のように考えます。

	基本目標	基本方針
【基本理念】 温かい心の通い合っ、みんながいきいきと暮らせるまち	(1) 思いやりのある心づくり	1) すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます 2) ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます
	(2) 誰もが参加しやすい社会づくり	1) 誰もが参加できる場や機会を広げます 2) 温かく活気あるコミュニティをつくります 3) いきいきと学び・働く環境の充実を図ります
	(3) 安全・安心で快適なまちづくり	1) 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます 2) 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります 3) 快適に暮らせるまちづくりを進めます
	(4) わかりやすく理解できる情報づくり	1) すべての人にわかりやすい情報を発信します 2) まちなかでの情報をわかりやすく提供します
	(5) まごころのこもったサービスづくり	1) 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります
	(6) 誰もが使いやすいものづくり	1) ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します
	(7) ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり	1) ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

第4章 ユニバーサルデザインの基本施策

- 4 - 1 「思いやりのある心づくり」の実現のために
- 4 - 2 「誰もが参加しやすい社会づくり」の実現のために
- 4 - 3 「安全・安心で快適なまちづくり」の実現のために
- 4 - 4 「わかりやすく理解できる情報づくり」の実現のために
- 4 - 5 「まごころのこもったサービスづくり」の実現のために
- 4 - 6 「誰もが使いやすいものづくり」の実現のために
- 4 - 7 「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」の実現のために

第4章 ユニバーサルデザインの基本施策

基本理念に掲げた「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を目指し、7つの基本目標を実現するために行政が取り組むべき施策と市民・事業者の取り組みを整理します。

4 - 1 「思いやりのある心づくり」の実現のために

1) すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

【基本的な考え方】

市民のユニバーサルデザインの認知度は37%にとどまっています。市民、事業者、行政がユニバーサルデザインの考え方を理解し、思いやりのある心を育むために、家庭、地域、学校、職場などでユニバーサルデザインの普及啓発・教育を進めます。

<行政の取り組み>

地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発

市の広報やホームページ*などを通してユニバーサルデザインに関連する情報提供を行うなど、家庭や地域、学校、職場など日常生活のさまざまな場面で、静岡らしい温かい心を育む機会を創出し、ユニバーサルデザインに対する一人ひとりの意識を高め、理解を深めます。

地域における学習や交流の機会づくり

地域では、市政ふれあい講座や生涯学習においてユニバーサルデザイン講座を実施するとともに、世代や国籍、障害の有無などによらず、さまざまな人が交流できるイベントや祭りの開催など、多様な交流の場や機会の創出を促進します。

市政への市民の理解を促す ~ 市政ふれあい講座 ~



静岡市では、市民の皆さんに市政を理解してもらい、職員との交流を深めることを目的として「市政ふれあい講座」を開催しています。地域福祉計画や高齢者保健福祉計画など、静岡市が行っている業務について、市民の皆さんの求めに応じて、市役所の職員が学習会などに出向き、業務についての情報提供や解説を行っています。

学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進

学校では、すでに一部で取り組まれている福祉教育をさらに展開し、総合的な学習の時間などを活用したユニバーサルデザインに関わる教育を進めます。

事業者の意識づくり

事業者に対しては、地域での社会貢献活動のいっそうの促進に向けて、ユニバーサルデザインの意識づくりを促します。

小学校における福祉交流の取り組み



静岡市立清水辻小学校では、福祉教育の一環として、総合学習の時間を活用して、児童が、S型デイサービス*「うららか」を訪問しました。

この訪問では、演奏の披露やゲームなどを通じてお年寄りの方と児童との交流が盛んに行われています。

< 市民・事業者の取り組み >

市などが発信するユニバーサルデザインに関連するさまざまな情報に関心を持つとともに、地域などでの学習や交流の機会に積極的に参加し、ユニバーサルデザインに対する理解を深めます。

2) ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます

【基本的な考え方】

地域や学校、職場など、ユニバーサルデザインをさまざまな場面で推進していくために、ユニバーサルデザインを先導していく人材を育成します。

<行政の取り組み>

市民リーダーの育成

行政と大学や専門学校などの連携により、ユニバーサルデザイン講習会（市民リーダー養成講座、業種別セミナーなど）を開催し、ユニバーサルデザインのまちづくりを先導する市民や事業者のリーダーとなる人材を育成します。

人材の登録と活動の促進

ユニバーサルデザインを担う人材の登録制度をつくり、市民や事業者のリーダーを登録します。また、登録された市民や事業者のリーダーが講習会の講師を担うなど、意欲ある人材が活躍できる機会を充実し、ユニバーサルデザインの輪をさらに広げていきます。

職員の育成

新職員研修におけるユニバーサルデザイン講座を継続するとともに、その他の職員においても、ユニバーサルデザイン研修を適宜開催し、ユニバーサルデザインを推進する職員を育成します。職員には、各所属での取り組みにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、一市民として各地域でユニバーサルデザインを先導するリーダーとしての役割も発揮できるよう意識啓発を図ります。

<市民・事業者の取り組み>

講習会などに参加しユニバーサルデザインへの理解をいっそう深めるとともに、家庭や地域、学校、職場などでの取り組みを通じてユニバーサルデザインの輪を広げていきます。

職員のユニバーサルデザイン啓発 ～新職員研修～



静岡市では、新職員研修のカリキュラムの一つとして、ユニバーサルデザインに関する研修を導入しています。ユニバーサルデザインに関する講義、障害のある方を招いての話、車椅子などを使用するのまちなか点検を実施しています。

4 - 2 「誰もが参加しやすい社会づくり」の実現のために

1) 誰もが参加できる場や機会を広げます

【基本的な考え方】

高齢者や障害のある人、外国人など、社会に参加しにくい場面がみられる方々も含めて、誰もが参加しやすい社会にするため、まちづくりや各種イベントなどにユニバーサルデザインの考え方を導入します。

<行政の取り組み>

市民、事業者など多様な主体のまちづくり参画

市が実施する事業の計画・実施・運営の各段階において、市民や事業者などが広く参画できる機会を設けます。その際には、性別や国籍、障害の有無などによらず参加・傍聴しやすい環境づくりに努めます。

生きがいつくりの機会の充実

すべての市民が自立し、地域でいきいきと暮らせるよう、スポーツ大会や展示会、地域交流活動など、障害のある人や高齢者、外国人なども気軽に楽しく参加できる生きがいつくりの機会を充実します。

ユニバーサルデザインに対応したイベントの推進

各種のイベントや祭りなどを誰もが楽しめるものにするため、ユニバーサルデザインに配慮した運営を検討します。

<市民・事業者の取り組み>

まちづくりや行事などに積極的に参加するとともに、多様な人が参加しやすい場づくり、機会づくりのあり方について、各地域で考え、実施していきます。

障害への理解を深める市民交流事業 ～心のバリアフリーイベント～



静岡市では、呉服町の青葉イベント広場で、12月3～9日の「障害者週間」にちなみ、障害や障害のある人について市民の理解を深める「心のバリアフリーイベント」を開催しています。会場では、各参加団体によるバザーやステージなどが行われています。障害のある人とのふれあいの機会をつくり、心のバリアフリーの普及と啓発に努めています。

2) 温かく活気あるコミュニティをつくります

【基本的な考え方】

地域における人のつながりが薄れ、思いやりや支え合いなどの源となる地域力の低下が懸念されています。温かく活気あるコミュニティを形成するため、ユニバーサルデザインを取り入れた地域づくりを促進します。

< 行政の取り組み >

地域での支え合い活動の促進

あいさつ運動や通学時の子どもの見守りなど、温かいコミュニティを形成する地域活動を促進します。また、地域課題の解決に向けたコミュニティビジネス*などの取り組みを育成、支援します。

地域活動の場所の提供

生涯学習センター、生涯学習交流館や学校の空き教室を活用した地域活動を促進します。

地域活動の周知促進

清掃や美化など各地域で自主的に行われている社会奉仕活動などを広報やケーブルテレビなどで取り上げ、市民に広く周知します。

ユニバーサルデザインのまちづくりガイドラインの作成

ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるため、市民との協働作業を通してまちづくりのガイドライン*を作成します。

地域で子どもの安全を守る ~ 袖師育成ボランティアの取り組み ~



袖師地区では、主婦や退職者を中心に「袖師育成ボランティア」を結成し、小学生の登下校の見守りを実施しています。袖師地区は南部に工業地帯、北部には国道1号や高速道路インターチェンジなどがあり車の往来が激しいため、交通安全の面からも子どもの安全確保に貢献しています。

< 市民・事業者の取り組み >

地域に関心を持ち、地域活動に積極的に参加することを通して、温かく活力ある地域づくりに貢献します。

3) いきいきと学び・働く環境の充実を図ります

【基本的な考え方】

障害の有無などにかかわらず就学・就業の機会が均等に得られるように、誰もが等しく教育が受けられ、働く機会が得られる、楽しい教育環境づくり、生きがいを持てる就業環境づくりを進めます。

<行政の取り組み>

安心して過ごせる学校づくり

放課後の居場所づくり、相談やカウンセリング*の充実、通学路の安全確保など、子どもが安心して過ごせる学校づくりを進めます。

雇用・職場環境の充実

ハローワークなどの関連機関と連携し、就業相談や就職情報の提供を充実し、求職者が希望する職業に就けるような雇用環境づくりを進めます。また、性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが働きやすい職場の環境づくりに配慮するよう事業者の理解を促します。

障害のある人が地域で就労できるしくみづくり

障害のある人に対して、民間事業所で働くことができるよう関係機関と連携して就労の支援をします。

<市民・事業者の取り組み>

誰もが楽しくいきいきと過ごすことができるような学校や職場などの環境づくりに努めます。



4 - 3 「安全・安心で快適なまちづくり」の実現のために

1) 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます

【基本的な考え方】

不特定多数の人が利用する施設の中にも、まだ、障害のある人などが安心して利用することが困難な施設があります。誰もが安心して利用できるように、公共建築物や民間建築物をユニバーサルデザインに対応した施設となるように整備・改善を進めます。

< 行政の取り組み >

ユニバーサルデザインに対応した公共建築物の整備・改善の推進

公共建築物は、「静岡市公共建築整備指針」にもとづき、市民参加のもとで、誰もが安心して利用できる施設の整備・改善を進めます。また、「静岡市公共建築整備マニュアル」にもとづいてUD化の促進を行います。

ユニバーサルデザインに対応した民間建築物の整備・改善の推進

民間建築物については、「静岡県福祉のまちづくり条例」等にもとづく整備を促進し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。

ユニバーサルデザインに対応した市営住宅の整備・改善の推進

市営住宅では、高齢者や障害のある人に配慮した住戸を確保するとともに、住戸や共用施設などの整備・改善を実施し、ユニバーサルデザインに配慮した住まいづくりを進めます。

< 市民・事業者の取り組み >

日常利用する施設の利用のしやすさや改善などの提案をするとともに、行政と協働し公共建築物などの整備・改善に参加します。

ユニバーサルデザインに配慮した福祉施設 ～城東保健福祉エリア～



城東保健福祉エリアは、健康づくりや子育ての支援、障害のある人のふれあいと自立を支援する保健衛生と福祉活動の拠点となっています。施設内は、段差のないエントランスや指先で触れるとわかる案内図、幅広い廊下など随所にユニバーサルデザインが取り入れられています。

2) 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります

【基本的な考え方】

バスや鉄道などの環境にやさしい公共交通機関の利用を促し、いつでも、どこでも円滑に移動できるように、駅やバス停留所、電車、バスなどのユニバーサルデザインへの対応を進めます。

< 行政の取り組み >

公共交通網の整備

「静岡市総合交通計画」にもとづき、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通網の検討を進めます。

円滑に移動できる駅及び駅周辺の整備促進

交通結節点となる主な駅周辺では、バリアフリー基本構想などにもとづき、駅と駅周辺を一体としたバリアフリー化、ユニバーサルデザインへの対応を進めます。駅周辺には駐車場や駐輪場を確保するなど、駅との連携を図るよう、整備を促進します。

気軽に利用できる公共交通機関の整備促進

超低床ノンステップバスの導入を補助するなど、気軽に乗れる公共交通機関の整備促進に努めます。

わかりやすい交通情報・サービスの提供

駅やバス停留所、車内での音声や文字などに配慮したわかりやすい情報提供に努めるとともに、道先案内などの人的サービスを充実します。

< 市民・事業者の取り組み >

日常利用する交通機関の利用のしやすさや改善などの提案をするとともに、行政などと協働し交通機関の利用向上に向けた取り組みに参加します。

利用しやすい駅づくり ～バリアフリー基本構想～



静岡市では、交通結節点となる主な駅周辺において、バリアフリー基本構想を策定しています。これまで JR 静岡駅や JR 東静岡駅において構想を策定しています。

「東静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」では、JR 東静岡駅を中心とする地区外周の幹線道路と医療・福祉施設を含む区域などを重点整備地区に指定し、特定経路としてバリアフリーネットワークを形成しています。また、駅からタクシー乗り場へ雨に濡れずに行くことができるよう工夫もされています。

現在、JR 清水駅・JR 草薙駅・JR 安倍川駅を中心に「駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定中であり、バリアフリー化を進めていきます。

バス利用者へのきめ細かなサポート ～駅前バス案内人～



JR 静岡駅などバス移動の起点となる駅前では、市民や来訪者など多くの人々がバスを利用しているため、目的地や路線などに関する質問に答えるなど、利用者の円滑なバス移動を支援する「駅前バス案内人」を配置しています。

3) 快適に暮らせるまちづくりを進めます

【基本的な考え方】

誰もが自由に外出でき快適に暮らせるまちにするためには、歩いて外出しやすい環境を整える必要があります。そのため、道路や公園をはじめとするまちなかの環境を安全かつ快適に利用し、通行できるように整備します。

<行政の取り組み>

安心して移動ができる歩行空間や自転車道の整備

「静岡市のみちづくり」にもとづき、ユニバーサルデザインによる道路整備を推進します。また、公共施設や公共交通機関を結ぶ動線についてユニバーサルデザインに配慮します。特に、安心して通行できる歩行空間をめざし、歩道の段差解消や十分な幅員の確保、誘導ブロックの連続化、放置自転車対策、自転車道の整備などに努めます。

潤いと安らぎのある緑化の推進と、適切な管理（手入れ）に努め、景観や環境に配慮した道路空間づくりを進めます。

また、道路等での喫煙によるやけど被害や健康などへの影響を防ぎ、健康的で安全・安心な生活環境づくりを進めます。

誰もが使いやすい公園の整備

隣接歩道との段差の解消や多目的トイレ^{*}の設置などをはじめとして、公園内施設を結ぶ公園内のユニバーサルデザインに配慮した経路の確保を進め、誰もが使いやすい公園整備を行うとともに、市民と行政が協力して継続的に公園の維持管理に取り組むしくみづくりを行うなど、ユニバーサルデザインによる公園づくりを進めます。

快適に買い物ができる商店街づくりの支援

商店街へのすべての来街者が心地よく買い物ができるようにショップモビリティ^{*}の導入を支援していきます。

駐車スペースの確保

中心市街地や駅周辺などでは、車椅子利用者などの来街者用駐車スペースの確保を促進します。

災害時の要援護者対策の充実

災害時における要援護者を想定した避難訓練を実施するとともに、要援護者に配慮した情報伝達や支援体制の充実を図るなど、災害時の要援護者対策を進めます。

移動支援案内システム導入の検討

「静岡おもいやりナビ実証実験」の結果を踏まえ、車椅子の人などへの情報提供を行う移動支援案内システムの導入を検討します。

< 市民・事業者の取り組み >

日常利用する道路や公園などのまちなか環境の利用のしやすさや改善などの提案をするとともに、行政などと協働しまちなか環境の利用しやすさの向上に向けた取り組みに参加します。

安心して買い物ができる商店街 ～浅間通り商店街～



駿府公園の北側に位置する浅間通り商店街は、アーケードの設置、電線の地中化、歩道と車道の上に段差のない歩車道、広い歩道、明るい街路灯、座りやすいベンチなど随所にユニバーサルデザインの考えを取り入れ、安心して楽しく買い物ができる商店街づくりを目指しています。

情報端末を活用してまちの移動を支援 ～移動支援案内システム～



静岡市移動支援案内システムは、ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取り組みの一つです。自宅のパソコンを使って静岡市中心市街地のバリアフリー情報や公共施設情報を取得したり、その人の属性に応じた目的地までのバリアフリールートを検索したりできる仕組みです。また、外出先からは、ユビキタスネットワーク*技術を活用して、街なかに設置されているQRコード*などを携帯電話で読み取ることで、「移動経路」「目的地」「バリアフリー施設」などの情報を「いつでも、どこでも、だれでも」アクセスすることができます。

4 - 4 「わかりやすく理解できる情報づくり」の実現のために

1) すべての人にわかりやすい情報を発信します

【基本的な考え方】

市民などが、必要とする情報を簡単に入手でき、わかりやすく理解できるよう、多様な伝達手段によるわかりやすい情報提供を進めます。

< 行政の取り組み >

多様な手段によるわかりやすい行政情報の提供

JIS 規格に対応したホームページ、点字や音声による広報など、さまざまな伝達手段でわかりやすく行政情報を提供します。また、議会の様子をケーブルテレビで、各種計画策定の経過や成果などについては、ホームページや印刷物などのさまざまな手段で情報公開します。

事業者によるわかりやすい情報提供

事業者が提供する商品やサービスなどの情報についても、市民に正確に、そしてわかりやすく伝わるよう配慮を求めています。

ユビキタスネットワークの活用

「いつでも、どこでも、だれでも」が必要な情報を円滑に利用できるよう、ユビキタスネットワーク技術を活用した情報提供に取り組みます。

< 市民・事業者の取り組み >

行政や事業者からの情報に関心を持ち、情報を活用していくとともに、行政情報などの利用のしやすさや改善などについて提案します。また、自らが情報を発信するときには、わかりやすさに配慮します。

静岡市のさまざまな情報を提供 ～ケーブルテレビ～



ケーブルテレビの番組「静岡シティチャンネル（アナログ 35ch）」では静岡市のイベント情報や行政情報などを提供しています。本庁舎の 1 階のロビーで見ることができます。

2) まちなかでの情報をわかりやすく提供します

【基本的な考え方】

市民や来訪者などが道に迷ったり、目的地に円滑にたどり着けなかったりすることがないように、目的地へ円滑に誘導したり、来訪者への確に情報を伝達するための案内サインやわかりやすいサインの整備を進めます。

< 行政の取り組み >

わかりやすい案内板やサインの整備

「静岡市公共サインマニュアル」にもとづき、点字や外国語、ピクトグラム*の使用などによる表記に配慮した案内板やサインの整備、改善を進めます。

景観に配慮した案内板やサインの整備

案内板やサインは、色彩やデザインを工夫し、周辺環境との調和や景観に配慮した整備を進めます。

< 市民・事業者の取り組み >

日常利用する案内板及びサインのわかりやすさや改善などの提案をするとともに、行政などと協働しサイン整備などの取り組みに参加します。

まちなかのサイン



静岡市では、誰にでもわかりやすいサインづくりを進めています。公共サインのデザインを統一したり、イラストや図で内容を理解できるピクトグラム、点字・外国語などによる表記を採用したりしながら、まちをわかりやすく案内し、まちや文化に対する理解が深められるまちづくりを進めていきます。

4 - 5 「まごころのこもったサービスづくり」の実現のために

1) 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります

【基本的な考え方】

行政サービスに関しては、市民に満足してもらえるサービスを提供していくために、利用者にやさしい窓口サービスの充実や行政サービスの改善・向上を進めます。また、民間事業者に対してもサービスの向上を啓発していきます。

<行政の取り組み>

行政窓口サービスの充実

市役所などでは、わかりやすい案内や利用しやすいカウンターの整備、職員によるまごころのこもった接客をはじめとして、来訪者にやさしい窓口サービスを推進します。

行政サービスの定期的な改善

行政サービスに関する定期的な調査や評価を実施し、利用者が心地よくサービスを利用できるよう、継続的に改善していきます。

事業者によるサービスの充実

民間の事業者に対しても、“おもてなし”の意識を啓発し、市民や来訪者が満足できるサービスを提供するよう配慮を求めています。

<市民・事業者の取り組み>

行政や事業者などが提供するサービスや改善などについて提案します。自らがサービスを提供するときには、温かい心でサービスを提供するよう配慮します。

「すべての来訪者にやさしい」を目指して ~市の窓口サービス~



静岡市では、車椅子での利用に配慮して窓口カウンターを低くするなどハード面でのサービスの向上に努めています。また、外国語による印刷物を作成し、すべての来訪者に対してわかりやすい案内・説明に心がけるなどソフト面においてもサービスの向上に努めています。

4 - 6 「誰もが使いやすいものづくり」の実現のために

1) ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します

【基本的な考え方】

ユニバーサルデザイン製品に対する市民の関心や理解を高め、誰もが使いやすく安全なユニバーサルデザイン製品を普及していくため、市民への啓発や行政における活用を促進するとともに、静岡産ユニバーサルデザイン製品の開発を促進します。

<行政の取り組み>

ユニバーサルデザイン製品の普及と活用

ユニバーサルデザインに関する事例集の作成や展示会の開催などを通して、ユニバーサルデザイン製品の普及と活用を促進します。

行政によるユニバーサルデザイン製品の積極的な利用

公共の場では、積極的にユニバーサルデザイン製品を利用します。

ユニバーサルデザインによる製品づくりの促進

ユニバーサルデザイン製品に関するアイデアを広く募集し、発表会や表彰を実施するなど、ユニバーサルデザイン製品に対する関心や意識を啓発します。

ユニバーサルデザインの研究開発に対する支援と人材交流の促進

行政と事業者や研究機関などの連携による研究会を設置するなど、情報の交換や共有化、人材交流などを行い、ユニバーサルデザイン製品の開発を支援します。

<市民・事業者の取り組み>

ユニバーサルデザイン製品に対する関心を高め、積極的に利用するとともに、新たな製品開発に向けて意見やアイデアを提案します。

ユニバーサルデザインリフォームプラザ静岡



清水区にある「ユニバーサルデザインリフォームプラザ静岡」では、ユニバーサルデザインをテーマとしたリフォーム常設展示館の運営や、住宅改修やリフォームに関する相談などが行われています。また、ユニバーサルデザイン製品も展示されています。

4 - 7 「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」の実現のために

1) ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります

【基本的な考え方】

ユニバーサルデザインを全市的に推進していくために、行政における推進体制や各地域におけるユニバーサルデザインを推進するための組織づくりを進めます。

< 行政の取り組み >

ユニバーサルデザイン推進体制の確立

ユニバーサルデザインを着実に、そして継続的に推進していくため、行政においては、各部門の横断的な組織や、ユニバーサルデザインを総括する担当部署の設置について検討します。

地域でのユニバーサルデザインの組織づくり

各地域に対しては、ユニバーサルデザインの取り組みを推進する組織の設置を促していきます。

ユニバーサルデザインを評価・改善するしくみづくり

ユニバーサルデザインに関する意識調査や実態調査などを定期的を実施し、施策の評価や見直しを行うしくみを構築します。

< 市民・事業者の取り組み >

地域のユニバーサルデザインの組織づくりや各地域での活発なユニバーサルデザインの取り組みの検討を進めます。

また、意識調査や施策評価などへの参加を通して、本市におけるユニバーサルデザインの取り組みや改善に向けた提案をします。

第5章 ユニバーサルデザインを進めるために

- 5 - 1 まずは身近なことから
- 5 - 2 地域や行政などで力をあわせて
- 5 - 3 さらに充実したユニバーサルデザイン推進体制へ
- 5 - 4 基本計画の進行・管理について

第5章 ユニバーサルデザインを進めるために

5 - 1 まずは身近なことから

これまで、ユニバーサルデザインの理念や目標を掲げ、それらを実現するための取り組みの方向をいくつか提案してきましたが、中には、今すぐにはできることから、一人では取り組むことが困難なものまで含まれています。

まずは、一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、できることから少しずつ行動を実践していくことが大切です。

ユニバーサルデザインの視点で身の回りを確認

家や学校、職場、道路や公園、駅やバス、お店や病院など、日常生活の中で使っているさまざまな場所や、それらの場所で利用するさまざまなもの、出会ったり接したりしている家族や仲間、働いている人々など、身の回りの場所やもの、人などのようすをユニバーサルデザインの視点で見つめなおし、確認することからはじめてみましょう。

「7つの基本目標」を参考にして身の回りを確認

心 思いやりの心をもって接していますか？

まち 家やまちの中は安全・安心で快適なものになっていますか？

サービス まごころがこもったサービスが提供されていますか？

しくみ ユニバーサルデザインを進めるしくみがありますか？

誰でも参加しやすい活動や交流が行われていますか？

さまざまな情報はわかりやすく理解できますか？

誰にでも使いやすいものになっていますか？

社会

情報

もの

身近なことからユニバーサルデザインを実践し、情報発信

身の回りの現状や問題を確認した後には、現状で何ができるのか、問題を解決するためには何をすべきなのかを考え、身近なことから順に取り組みはじめることが望まれます。

そして、ユニバーサルデザインの取り組みを実践するとともに、積極的に情報発信し、取り組みを多くの人に知ってもらうことが重要です。

地域や職場、行政などで実践したいこと

地域で・・・

近所の人とのあいさつ
家のまわりの清掃や美化
子どもやお年寄りへの声かけ
子どもやお年寄りの見守り
障害のある人や外国人との交流の場への参加

など

行政で・・・

親切でていねいな窓口対応
わかりやすい印刷物や情報の提供
各所属の施策や事業をユニバーサルデザインの視点でチェック
各所属でユニバーサルデザイン推進の担当者を設置

など

職場で・・・

誰にでも働きやすい職場になっているかを確認
従業員一人ひとりの意識を高める勉強会の実施
業種や業態に応じて、サービスや商品へユニバーサルデザインを取り入れる可能性を検討

など

ユニバーサルデザインの取り組みを情報発信・PR

家族や友人、職場の仲間などとユニバーサルデザインについて話す
ユニバーサルデザインの取り組みをインターネットなどを使って情報発信
(特に市職員は各所属の取り組みを行政内外に積極的に情報発信・PR)

など

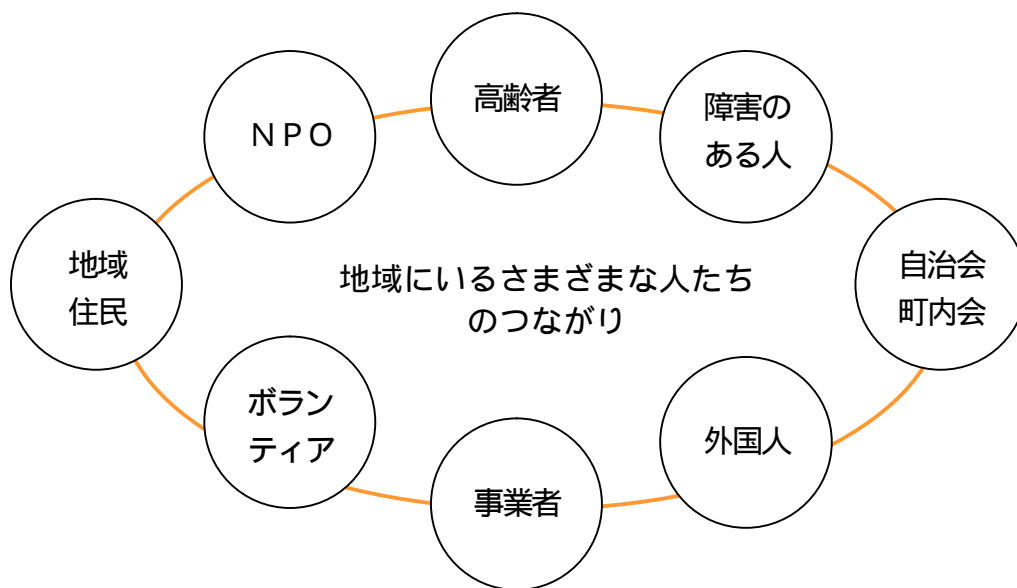
5 - 2 地域や行政などで力をあわせて

次に、周りの人にもユニバーサルデザインを広め、地域や行政などで力を合わせてユニバーサルデザインに取り組むことが望めます。

(1) 地域では・・・

地域に目を向け、さまざまな地域活動に参加することで、地域の人たちとのつながりを深め、ユニバーサルデザインによる取り組みを一步進めることができます。

また、すでにユニバーサルデザインの取り組みをはじめている人たちとのつながりを深めることで、地域でのユニバーサルデザインの輪をつくり、広げることができます。



(2) 行政では・・・

ユニバーサルデザインの考え方は、すべての人の利便性を考慮するものであり、行政が率先して取り組むことが求められます。

職員や事業についてのユニバーサルデザインチェック

職員一人ひとりの意識において、心のユニバーサルデザインをすすめるとともに、全職員の目標としていくことを目指します。そのためには、職員が自らのユニバーサルデザイン度をチェックし、目標を決めて取り組むための指標作成などが効果的です。

《職員の意識や環境、事業計画のユニバーサルデザインのチェックリストの例》

(職員の意識、姿勢は)

- ・ 誰にも公平に分け隔てなく、対応できているか。
- ・ 誰にもわかりやすい言葉で話しているか。
- ・ 事務所内やまちなかで、障害のある人などに、適切な案内ができるか。
- ・ ユニバーサルデザインのための学習会やふれあいのイベントなどに積極的に参加しているか

(事務所環境などは)

- ・ 応対窓口は、誰にも親しみやすい雰囲気づくりをしているか。
- ・ 事務所の場所、開催場所等、誰にもわかりやすい案内をしているか。

(事業計画や実施方法は)

- ・ すべての人のためを考慮した計画となっているか。
- ・ 様々な市民の方から、様々な方法で意見を聴取しているか。
- ・ 配布する文書は誰にもわかりやすいものとなっているか。
- ・ お知らせや案内は、多様な方法を用いて、周知に努めているか。

ユニバーサルデザインガイドラインの作成

このように、各職員や各所属が、意識を高めながら、ユニバーサルデザインの視点で、各所属における施策や事業を見直していく必要があります。ユニバーサルデザインの視点は、すべての事業に反映させるべきことや分野毎のガイドラインが必要なことなどがあります。それらの目指す方向を明確にして、様々な意見を反映させ、指針を作成することが必要です。

《ユニバーサルデザインガイドラインの例》

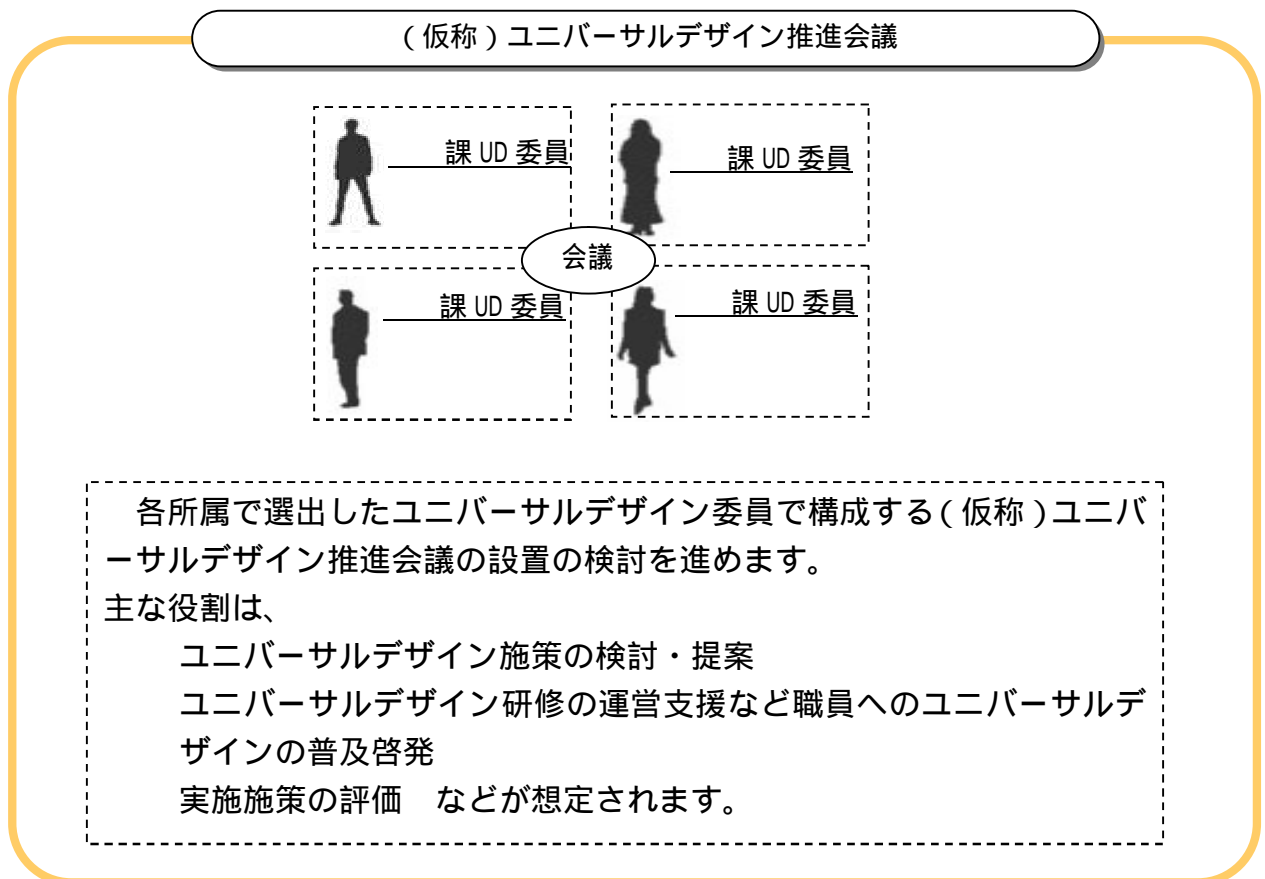
(総合的なガイドライン作成例)

- ・ すべての人に親切な窓口サービスのためのデザインガイドライン
- ・ 誰にもわかりやすい印刷物の作りかたガイドライン
- ・ 誰もが参加しやすい会議、講習会、イベント等の開催のためのガイドライン

- ・すべての人に親しみやすく利用しやすい庁舎案内ガイドライン
(分野別の整備や施設づくりのためのガイドライン作成例)
- ・すべての人が楽しく憩える公園づくりのためのガイドライン
- ・誰もが楽しく買い物ができる商店街、小売店のためのガイドライン
- ・訪れる方々に静岡らしいおもてなしで満足してもらうためのガイドライン
- ・安全安心、快適な住まいづくりのためのユニバーサルデザインガイドライン

横断的な推進体制づくり

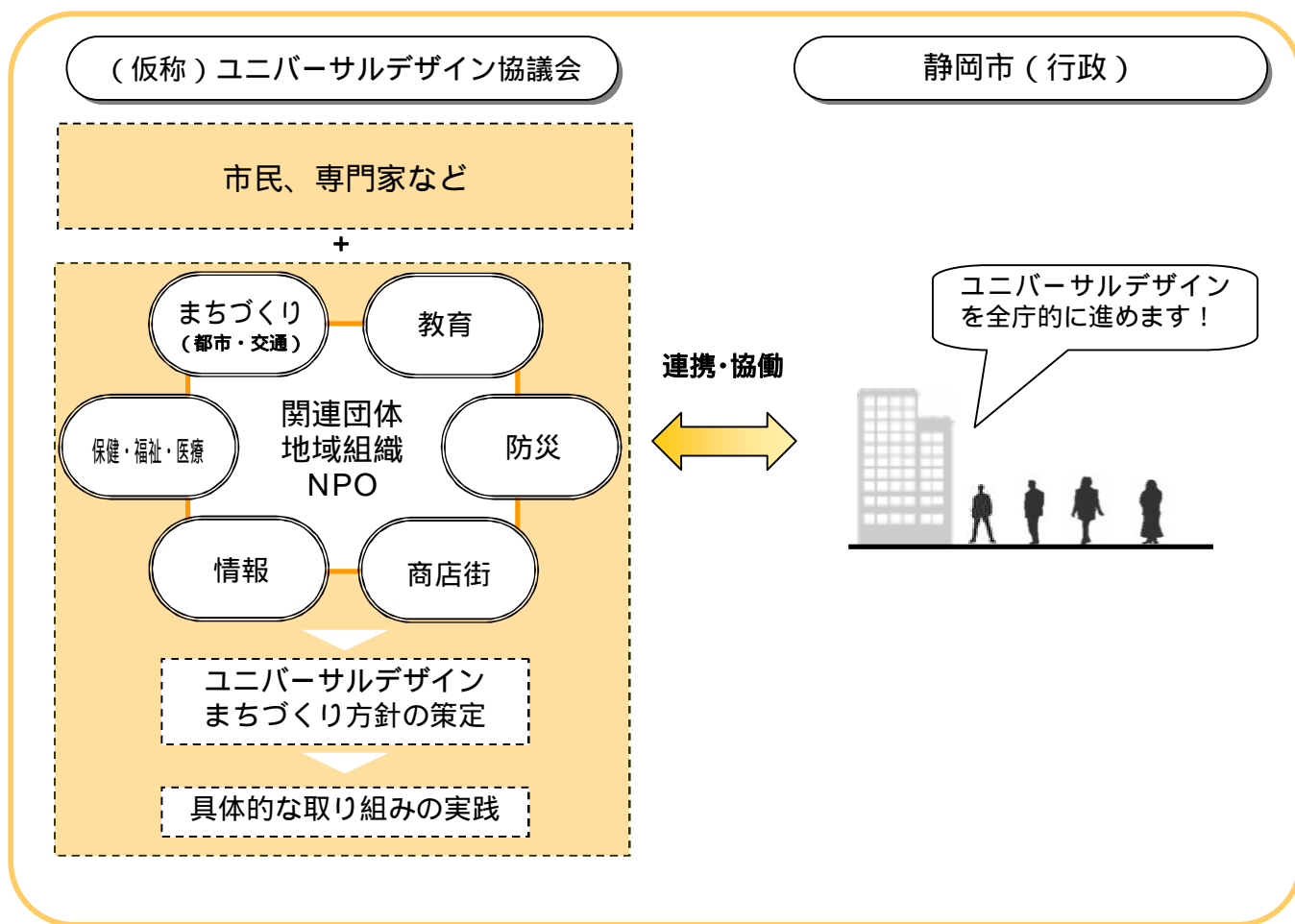
これまで各所属で個別に取り組んできたユニバーサルデザインに関連した施策や事業を共有し、より質の高い取り組みへと展開していくために、関連する各所属が情報や意見を交換し、協力して新たな取り組みを実践していけるよう「(仮称)ユニバーサルデザイン推進会議」の設置の検討を進めます。



5 - 3 さらに充実したユニバーサルデザイン推進体制へ

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために、市民や専門家、関連団体、地域組織、NPO*などが参加する『(仮称)ユニバーサルデザイン協議会』などの組織づくりが考えられます。本市の特徴や問題・課題などに適切に対応し、ユニバーサルデザインの取り組み方針を決定し、具体的な取り組みを実践していくことなどが期待されます。

そして、市民などによる『(仮称)ユニバーサルデザイン協議会』などと行政が連携、協働しながら、ユニバーサルデザインを支えていくしくみをつくっていきます。



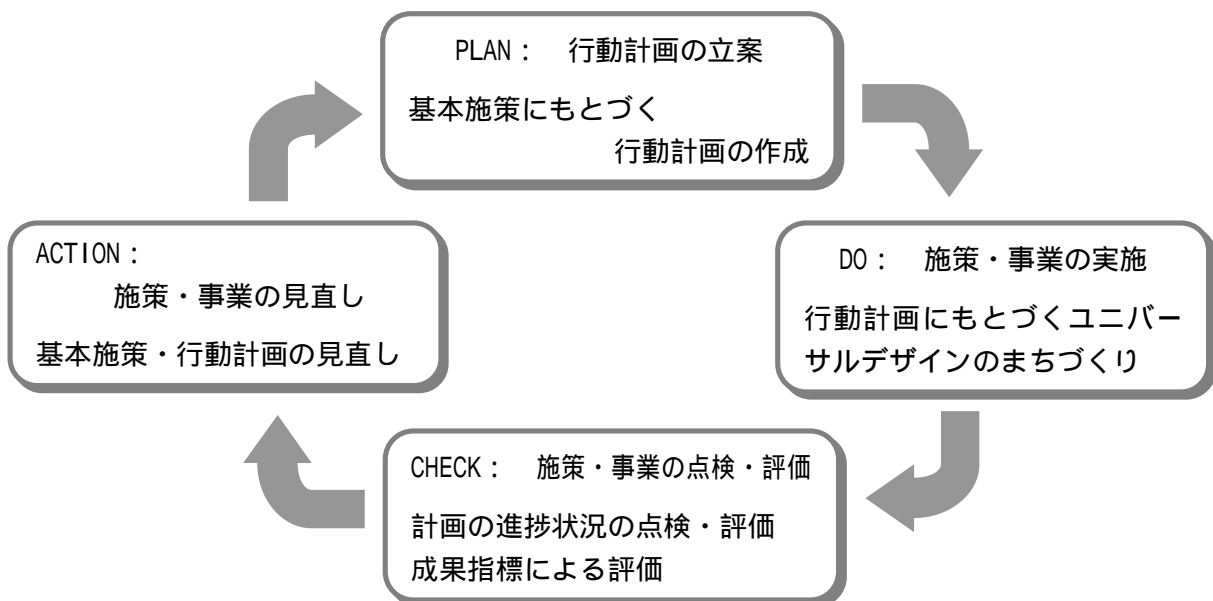
5 - 4 基本計画の進行・管理について

基本理念である「温かい心の通い合う、みんながいいきと暮らせるまち」の実現に向け、7つの基本目標から展開されるそれぞれの基本施策の推進に合わせて、計画の進行管理を進めます。

(1) 進行管理の考え方

基本計画の進捗状況を管理し、達成度を評価するために、各所属が、ユニバーサルデザインに関する事業において計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)を順次行なっていく「PDCA サイクル^{*}」で進行管理を進めます。

各所属における PDCA サイクルのイメージ



(2) 進行管理の進め方

進行管理は、基本施策ごとに、事業の内容や実施時期、事業主体を明確にし、成果指標や目標値の設定、行政・市民・事業者等の役割分担の考え方を「行動計画」として示し、進めます。

行動計画の立案

個々の事業については行動計画により、概ね2～3年の計画期間で取り組むこととします。まず、基本施策にもとづいて行動計画を作成します。ただし、社会や経済情勢の変化も予想されることから、「PDCA サイクル」にもとづき、ユニバーサルデザインの施策・事業の継続的な改善を重視し、適切な進行管理に努めます。

施策・事業の実施

行動計画にもとづき、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

施策・事業の点検・評価

行動計画には、施策・事業の達成目標や成果を客観的に評価できるよう、次ページのような統計調査や実態調査、市民意識調査などから定量的な数値を算出できる成果指標（ ）を設定することとし、成果指標にもとづき、各所属と（仮称）ユニバーサルデザイン推進会議による施策・事業の点検・評価を行います。

市民意向を反映した評価

ユニバーサルデザインの認知度や施策に対する満足度などについてアンケート調査を実施し、市民意向を反映した評価を実施します。

各所属による評価

行動計画にもとづき、事業の進捗状況や成果、今後の課題などについて評価します。

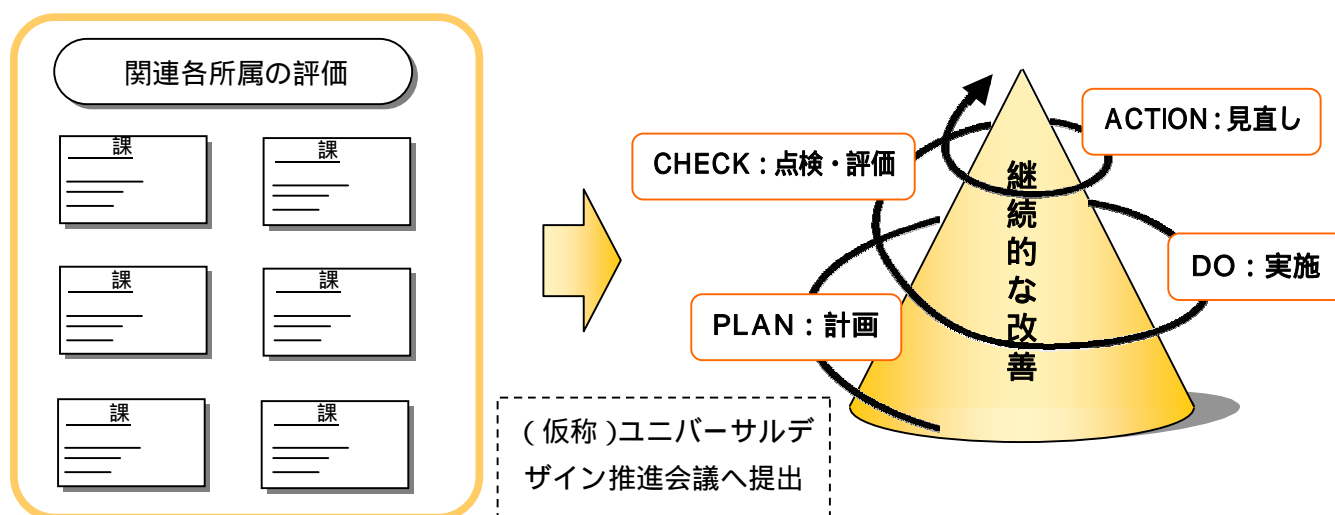
（仮称）ユニバーサルデザイン推進会議による評価

市民による評価や各所属による評価を踏まえ、各施策について継続、見直し、廃止などの評価をします。

施策・事業の見直し

評価結果を踏まえ、基本施策や行動計画を見直します。

ユニバーサルデザインの基本施策・行動計画の継続的な改善モデル



() 行動計画の成果指標

「思いやりのある心づくり」の実現のために	
UDを知っている人の割合 UDに関するホームページの年間アクセス数 福祉ボランティア登録者数	など
「誰もが参加しやすい社会づくり」の実現のために	
市民活動団体等と市の協働事業数 市主催または共催の大型イベントのうちUDの考え方を取り入れたイベントの割合 S型デイサービスの利用者延人数 シルバー人材センター会員数、就業実人員	など
「安全・安心で快適なまちづくり」の実現のために	
超低床ノンステップバスの導入率 歩道の幅や歩道の段差など、歩行時の安全性についての市民満足度	など
「わかりやすく理解できる情報づくり」の実現のために	
市ホームページの年間アクセス数 広報や市のホームページなど、市が提供する情報のわかりやすさに対する市民満足度	など
「まごころのこもったサービスづくり」の実現のために	
公共施設の窓口において、職員の窓口対応や言葉づかいなど、まごころのこもったサービスができていると思う人の割合	など
「誰もが使いやすいものづくり」の実現のために	
身の回りで、誰もが使いやすいように配慮された製品を見かける人の割合	など
「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」の実現のために	
ユニバーサルデザインを推進するための、市役所における推進体制や地域における組織づくりが進んでいると思う人の割合	など

第6章 參考資料

第6章 参考資料

6 - 1 上位・関連計画

ユニバーサルデザインに関連する国の法律や基準、静岡県の条例や計画、本市の条例や計画などを掲載し、その概要を整理します。

(1) 国の法律や基準、静岡県の条例や計画

国の法律・大綱

ユニバーサルデザイン政策大綱(国土交通省)

平成17年7月公表

身体状況や年齢、国籍などによらず、できるだけすべての人が尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、ユニバーサルデザインの理念にもとづき、ハード・ソフトの両面から国土交通行政を推進するための基本的な考え方をまとめています。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(国土交通省)

平成18年6月公布、12月施行

空港や鉄道駅などの旅客施設は交通バリアフリー法により、庁舎や百貨店などの建築物についてはハートビル法によって、それぞれバリアフリー化が進められてきましたが、この法律は、この二つの法律を統合された形となります。

高齢者や障害者などが円滑に移動し、建築物などの施設を円滑に利用できるよう、関連する施策を総合的に推進するための基本方針や旅客施設、建築物等の構造と設備の基準を定めているほか、市町村が重点整備地区において整備を推進するための措置などを定めています。

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国土交通省)

平成18年3月公表

高齢者や障害者などを含むすべての人に利用しやすい官庁施設の整備を推進することを目的として、「官庁施設の基本的性能基準」に定められる性能のうち、ユニバーサルデザインに関する性能について、官庁施設に求められる水準と、これを確保するために必要な技術的事項などを定めています。施設の特性に応じたユニバーサルデザインレビューによる利用者の視点からの評価・検証の仕組みについても位置づけています。

公営住宅等整備基準（国土交通省）

平成 17 年 7 月改正

公営住宅及びその共同施設について、健全な地域社会の形成や良好な居住環境の確保のための考え方をはじめ、敷地や住棟、住宅、住戸などの整備に関する基準を定めています。

住生活基本法（国土交通省）

平成 18 年 6 月公布・施行

国民の住生活の安定を確保し向上させるための施策について、基本理念を定め、国などの責務を明らかにするとともに、住生活基本計画の策定をはじめとする基本事項を定めています。市場重視、ストック重視の考え方のもとに住宅政策を「量」から「質」へ転換し、住宅の安全や品質の向上に重点を置いています。

障害者基本法（内閣府）

平成 16 年 6 月改正

障害者の自立と社会参加などを支援するための施策について、基本理念を定め、国や地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、国による障害者基本計画、都道府県や市町村による障害者計画の策定をはじめ、基本的施策に関する事項を定めています。

障害者自立支援法（厚生労働省）

平成 17 年 11 月公布、18 年 4 月施行（一部）

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービスや公費負担医療などについて、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設し、自立支援給付の対象者や内容、手続き等、また、地域生活支援事業やサービス整備のための計画の作成、費用負担などについて定めています。

静岡県の条例・計画

静岡県福祉のまちづくり条例

平成7年10月公布、8年4月施行

県民一人ひとりが思いやりの心を持って、お互いを尊重しあい、障害者や高齢者などを含む誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進していくため、県や市町村、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針や施策の考え方、公共施設の整備基準などを定めています。

しずおかユニバーサルデザイン行動計画

平成17年2月策定

ユニバーサルデザインを県政の基本に捉え、その考え方を県の施策、事業の中に具体的に取り入れ、これらを計画的かつ体系的に実施していくため、「すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できる魅力ある“しずおか”の実現」を目標に掲げ、5つの主要な推進施策を体系化しています。

ユニバーサルデザインの考え方の普及
すべての人が暮らしやすいまちづくり
すべての人が使いやすいものづくり
すべての人に配慮したサービス・情報の提供
自立と共生の社会づくり

(2) 静岡市の条例・計画など

静岡市自治基本条例

平成 17 年 3 月公布、4 月施行

市民自治によるまちづくりの実現を謳った、本市の最高規範に位置付けられる当条例において、まちづくりの主体である自立した「市民」として、市内に住所を有する住民はもとより、通勤・通学者やNPOやボランティア組織、自治会・町内会、法人等の市内で活動を行う団体が定義づけられています。また、住民投票請求権が永住外国人にも付与されており、本市に集う個人・団体のすべてが平等で、互いに尊重しあいながら共にまちづくりに取り組む存在として認められています。

第 1 次静岡市総合計画

平成 17 年 4 月策定

本計画の目指すまちの姿を「活発に交流し価値を創り合う自立都市」としています。「市民とともに高めていくことが必要な意識」を具体化する方策の1つとして「ユニバーサルデザインのまちづくり」を示し、その普及、推進の実行を掲げているほか、健康福祉、生活環境、都市基盤の各分野別の政策体系、施策においてもユニバーサルデザイン推進の方向性を示しています。

ユニバーサルデザインに関わる記述

《基本計画》

2 土地利用構想

基本方針

2 分散型・自立型社会システムを構築するための土地利用

1 市民が安心して暮らせる都市基盤の形成

東海地震や集中豪雨などへの対応も含め、すべての市民が安全に安心して暮らせる環境づくりを進めていくことは、まちづくりにおいて最も優先すべき課題です。

このため、地震、豪雨などによる自然災害や都市型災害対策の充実、さらに、公園緑地などのゆとり空間の確保をはかるとともに、まち全体のユニバーサルデザイン化を促進するなど、災害に強くだれにでもやさしい安全で安心して暮らせる環境づくりとしての土地利用を推進します。

土地利用の基本方向

5 道路

一般道路の整備に当たっては、交通処理機能のほか、災害時における避難救援活動機能や良好な景観形成など、地域の状況に応じた機能の確保などに配慮します。さらに、駅周辺などの状況に応じた機能の確保などに配慮します。さらに、駅周辺などの多様な人々が活動する拠点地区においては、ユニバーサルデザインを積極的に導入した人優先の環境づくりをすすめます。また、陸と海と空の交通のネットワーク化と公共交通の利便性の向上

をはかるため、効果的な道路網の整備や適切な道路構造にも配慮するなど、都市総合交通体系の確立を目指します。

4 市民とともに高めていくことが必要な意識とまちの経営システム

1 市民とともに高めていくことが必要な意識

6 ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ **ユニバーサルデザインの普及**

あらゆる人が暮らしやすいように施設や設備を整え、そのような思いやりをもつ市民の集うまちをつくる、というユニバーサルデザインの考え方が浸透するよう啓発を行います。

- ・ **ユニバーサルデザインの推進**

ユニバーサルデザインを推進するためには、市が率先して取り組んでいく必要があります。誰もが安全に歩行できる歩道の整備やユニバーサルデザインの考え方に即した公共施設の整備などを推進します。また、市民とともにユニバーサルデザインを支えていくしくみをつくっていきます。

5 分野別計画

健康・福祉

1 心がよい笑顔あふれる市民福祉の推進

- ・ **ユニバーサルデザインの推進**

段差のない建物、道路などのハード整備を行う福祉のまちづくり事業の推進、音声・文字情報の提供や人権啓発事業を推進します。

また、疾病や加齢などにより生活機能の低下した人や介護予防の必要な人に対しては、相談窓口の設置や、社会復帰および自立した生活を送るための活動のネットワークづくりなど地域でのリハビリを総合的に支援する体制を整え、ハード・ソフトの両面から、だれもが安心して安全に暮らすことのできるユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

生活環境

4 快適でゆとりと信頼ある市民生活の確保

- ・ **ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備**

高齢者、障害のある人、子どもをはじめとした、すべての市民が日常的に利用する生活道路の新設・改良などを計画的に進めるとともに、幹線道路や拠点施設などを含めた交通体系として一体的に整備を推進します。また、安全な歩行環境や都市の美観を保全するため、放置自転車などの対策として中心市街地や主要な交通ターミナル周辺に自転車等駐車を整備するとともに放置規制などの対策を推進します。

歩行者や自転車などの安全な通行をはかるため、あんしん歩行エリア整備事業、無電柱化（電線等地中化）事業や歩道設置などの交通安全施設の整備を推進するとともにネットワークされた自転車道、コミュニティゾーンなどの整備を推進します。

道路の維持管理について、道路整備計画に即した維持管理計画を策定し、老朽化

した道路舗装の改修を計画的に進めます。

交通事故を減らし、安全、安心な歩行空間を確保するため、交通安全運動や交通安全教育を推進するとともに、通行の安全を脅かす違法駐車防止対策を進めます。

都市基盤

1 快適で個性のある魅力的な都市空間の創出

- ・ みんなにやさしい都市空間の整備

年齢や身体的条件などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように配慮されたまちづくりを進めるため、公共的建築物や公共交通機関などの都市施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリーの実現につとめます。

また、地域の中心地や多くの市民が集まる主要な施設の周辺地域において、地域の特性に応じた安全、快適な歩行空間の整備を行うとともに、環境への負荷が少ない交通手段としての自転車利用を促進するため、安全で快適な自転車走行空間を確保します。

一方、駅周辺などの放置自転車などの対策として自転車の適正利用、駐車マナーの向上がはかれるよう啓発活動をすすめるとともに、自転車等駐車場などの整備を推進します。

静岡市情報化推進計画

平成 20 年 3 月策定

IT がもたらす効用を最大限生かし、効率的な行政と市民サービスの向上を図り、「便利・効率・活力を実感できる」電子自治体を目指していく計画です。重点的に取り組む事項のなかで、少子高齢対策、安全・安心な地域づくりなど様々な課題解決のために、IT の活用を検討することが示されています。

静岡市男女共同参画行動計画

平成 16 年 3 月策定

男女共同参画社会の実現に向けた取組みを、市・市民・事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定した計画で、性別による差別をなくすことなどを施策としています。

静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例

平成 18 年 7 月公布、10 月施行

喫煙行為の禁止や、たばこの撲滅を目指すものではなく、道路、公園その他の屋外の公共の場での喫煙により他人の身体又は財産への被害や健康への影響を防ぐことにより健康的で安全・安心な生活環境を保つことを目的とした条例です。条例の目的の達成のために、市民等及び市は協働して事業を推進していきます。

静岡市国際化推進計画

平成 17 年 2 月策定

市の合併による都市形態の変化や、外国人定住者の増加など、時代の変化に即した計画づくりを進めています。4つの基本理念の1つに「暮らしやすい共生のまちづくり」を掲げ、外国人住民の生活基盤の整備、外国人住民への情報提供の充実など、外国人にとって暮らしやすい共生のまちづくりを目指しています。

静岡市文化振興ビジョン

平成 18 年 3 月策定

「個性あるしずおか文化の創造と継承」を基本理念とし、地域性豊かな市民文化の創造を実現するために、多彩な市民文化活動の支援、環境整備を行っていき、文化基盤整備と芸術文化の鑑賞機会の充実を図っていきます。また、誰でも、いつでも、どこでも文化情報の受発信できる機会を提供していきます。

静岡市生涯学習推進大綱

平成 17 年 9 月策定

静岡市における生涯学習推進の総合的かつ基本的な指針を明らかにし、急激な社会の変化等によってもたらされる生活課題や地域課題を踏まえ、市民一人ひとりの生活の充実と地域社会の活力の向上に資するための計画です。「社会的自立を促す生涯学習」として、市民の社会的自立を支援するため、生涯学習の環境整備推進をうたっています。

静岡市スポーツ振興基本計画

平成 20 年 3 月策定

「市民一人1スポーツ」を合言葉に、年齢、性別等を問わず生涯を通じてスポーツ等（レクリエーション含む）に親しむことを目標としています。

静岡市環境基本計画

平成 18 年 3 月策定

本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画で、施策の一つ「環境負荷の少ない都市基盤の整備」の中で、ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備の推進を示しています。

静岡市健康福祉基本条例

平成 19 年 3 月公布、4 月施行

静岡市自治基本条例の目的及び理念に基づき制定される、保健福祉分野の基本的な条例であり、すべての市民が安心して健やかに暮らすことのできる健康福祉のまちを実現するための基本理念や基本方針などを規定しています。

また、市民を健康福祉のまちづくりの主体として明確に位置付けるとともに、健康福祉サービスを業として営んでいるもの以外にも、ボランティアや地区社協などのように主体的に健康福祉サービスの提供活動をしているものを健康福祉サービス提供者として位置付け、市とともに3者の責務を規定しています。

基本理念

健康福祉の向上は、すべての人が、安心して健やかに、生涯を通じて生きがいをもち、その人らしい自立した生活を営むことを目指すものとする。

健康福祉の向上は、すべての人が、人と人とのつながりの大切さを認識し、身近な地域で互いに心を通わせながら、支え合い、ともに生きることを目指すものとする。

静岡市地域福祉計画

平成17年3月策定

社会福祉法に基づく行政計画で、住民と社会福祉事業者及び市が協働することにより、地域福祉を推進する新しい体制を築くことを目的としています。計画の推進の視点のひとつに、ユニバーサルデザインの視点に立った暮らしやすいまちづくりの実現があります。また、施策のひとつにユニバーサルデザインによるまちづくりの推進があります。

ユニバーサルデザインに関わる記述

《計画推進のための3つの視点》

ユニバーサルデザインの視点に立った暮らしやすいまちの実現

ユニバーサルデザインとは年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。特に高齢社会にあっては、在宅生活を快適に過ごせるよう、暮らしの様々な面において、既存の障壁を取り除くバリアフリーの概念と合わせて、欠かせない視点となります。

《基本目標 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境の整備》

4-1 暮らしやすい生活基盤の整備

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

主な事業 「商店街のユニバーサルデザインの促進」

静岡市障害者福祉計画

平成20年3月策定

障害の有無にかかわらず、互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重し、互いに助け合い、地域で生き生きと自分らしく自立した生活ができるまちの実現を目指しています。「バリアフリー社会の実現」を施策目標の1つとし、現状と課題、重点施策を記載しています。

静岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成 18 年 3 月策定

10 年後の静岡市を「明るく活力のある超高齢社会」とするため、今後の高齢者保健・福祉・介護施策の方向性を明らかにし、これに向かって地域と行政が協働し、事業を円滑に進めるための指針を示した計画です。分野別施策に、ひとづくり・地域づくりがあり、福祉教育の推進、ボランティアの育成、防災・安全対策の推進、地域活動の活性化に向けた取り組みを行うとあり、これは、ユニバーサルデザインのまちづくりの施策に通じています。

静岡市子どもプラン

平成 17 年 3 月策定

静岡市では子育ての基本理念を「静岡市は子どもをたいせつにします」と定め、すべての人々が一体となって子育てにかかわることで、保護者が安心して子育てを楽しむことができ、また、誰もが子育てを通じて人間的にも成長することができるまちづくりを進めていくこととします。

静岡市産業振興プラン

平成 17 年 3 月策定

政令指定都市にふさわしい産業・経済の将来像を描きつつ、地域資源を最大限いかした産業振興の基本方向を定めた計画です。都市観光の振興方策の中で、「景観等に配慮した公共サイン等の整備」、コミュニティビジネスの振興の中で「仕事と子育ての両立、障害者の自立支援」等においてユニバーサルデザインの推進の方向性を示しています。

静岡市都市計画マスタープラン

平成 17 年 11 月策定

総合計画との整合を図りつつ、市民参加のもと地域の特性をいかしたまちづくりを実現する指針となる計画です。都市整備の基本理念の「誰にも安全で安心なまちづくり」のなかでユニバーサルデザインの理念のもと都市整備を図り、誰もが安全で安心に住み続けられるまちづくりを示しています。

ユニバーサルデザインに関わる記述

《都市整備の基本理念》

「誰にも安全で安心なまちづくり」

市民が安心して生活できるように、市街地の防災性や防犯性を向上するとともに、ユニバーサルデザインの理念のもと都市整備を図り、誰もが安全で安心に住み続けられるまちづくりを目指します。

静岡市公共サインマニュアル

平成 19 年 3 月策定

3つの都市核（JR静岡駅、JR東静岡駅、JR清水駅）を中心に、本市を訪れる人々や市民に対して、市内での移動や行動に関わる情報をわかりやすく伝え、かつ市内の観光資源を紹介し、美しい魅力ある都市景観の創出と、人の集まるまちづくりのために、各種公共サインを計画する上での基準を示しています。

静岡市総合交通計画

平成 18 年 2 月策定

静岡市の総合交通体系のあり方として「自動車に過度に依存せず、地域のニーズに応じて、公共交通や自転車により快適に移動できる総合交通体系を目指す」としています。

この考え方にに基づき、交通に関わる各施策を3つの柱、適切に機能分類された道路網を形成する等の「道路計画」、公共交通の利用促進等を図る「公共交通計画」、各種交通手段の連携や啓発活動等を図る「交通環境計画」に分類し体系づけています。

静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

平成 14 年 10 月策定

JR 静岡駅、新静岡駅・バスターミナルを中心とする「静岡駅周辺地区」を対象として、移動円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内において重点的かつ一体的な事業の推進を図っています。

東静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

平成 16 年 8 月策定

JR 東静岡駅を中心とする「東静岡駅周辺地区」を対象として、移動円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内において重点的かつ一体的な事業の推進を図っています。

静岡市公共建築整備指針

平成 18 年 6 月策定

公共建築整備を行うにあたり、整備に携わるすべての職員や、設計施工機関等に基本的考え方、留意点を示し、これからの公共建築整備を共通の考え方で推進するための指針です。公共施設整備を、利用者の立場から「人にやさしく」「使いやすい」「快適である」等に配慮し進めることを示しています。

静岡市住生活基本計画

平成 21 年 3 月策定

住生活基本法に掲げる理念を踏まえ、地域の活力を維持し、市民一人ひとりが豊かさを実感できる住生活の実現に向け、「豊かさを創り合う住生活の実現」の理念を掲げ、住宅政策の基本的な方向を定めています。

静岡市地域住宅計画

平成 17 年 8 月策定

少子高齢社会への対応と誰にでもやさしい住環境整備、民間木造住宅の耐震化など安心・安全な居住空間実現などを計画の目標としており、高齢者対応住宅など多様なニーズにあった住宅供給の方向性を示しています。

静岡市のみちづくり

平成 18 年 3 月策定

総合計画の目指すまちの姿「活発に交流し価値を創り合う自立都市」を実現するため、道路整備の方向性を示した計画です。みちづくりの基本方針のひとつ「ひとにやさしいみちづくり」における道路整備方針をユニバーサルデザインの推進としています。

ユニバーサルデザインに関わる記述

《ひとにやさしいみちづくり》

道路のユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが利用しやすい道路網を整備します。

静岡市地域防災計画

平成 19 年 2 月修正

防災関係機関の協力のもとに総合的な計画を定め、防災対策諸活動の一体化と円滑化を図り、防災・災害対策の万全を期することを目的とした計画です。「第 5 編 災害応急対策」の「3 章 広報活動」において、災害時要援護者への広報や外国人に対する広報などを位置づけており、災害応急対策に必要な事項の周知をしています。

6 - 2 市民意識調査の概要

(1) 調査の概要

ユニバーサルデザインに対する市民意識調査を行い、ユニバーサルデザインの認知度や課題などを把握します。

調査地域	静岡市全域
母集団	静岡市在住の20歳以上の男女個人
調査方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出 郵送により配布・回収
調査期間	平成18年8月1日～8月21日
配布数	5,835票
有効回収票（回収率）	3,089票（52.9%）

(2) 調査の結果

ユニバーサルデザインの認知

ユニバーサルデザインとは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方です。ご存知ですか。(は1つ)

集計表

ユニバーサルデザインの認知		全体	知っている	聞いたことがある	言葉だけは聞いたこと まったくない	不明
全体		3,089	1,151	1,127	528	283
(下段 %)		100.0	37.3	36.5	17.1	9.2
性別	男性	1,285	521	431	218	115
	(下段 %)	100.0	40.5	33.5	17.0	8.9
	女性	1,750	624	673	299	154
	(下段 %)	100.0	35.7	38.5	17.1	8.8
不明		54	6	23	11	14
(下段 %)		100.0	11.1	42.6	20.4	25.9
年代	20代	320	137	94	82	7
	(下段 %)	100.0	42.8	29.4	25.6	2.2
	30代	461	222	151	65	23
	(下段 %)	100.0	48.2	32.8	14.1	5.0
	40代	446	206	143	67	30
	(下段 %)	100.0	46.2	32.1	15.0	6.7
	50代	651	241	254	115	41
	(下段 %)	100.0	37.0	39.0	17.7	6.3
60代	611	227	240	79	65	
(下段 %)	100.0	37.2	39.3	12.9	10.6	
70歳以上	568	114	232	115	107	
(下段 %)	100.0	20.1	40.8	20.2	18.8	
不明		32	4	13	5	10
(下段 %)		100.0	12.5	40.6	15.6	31.3

身の回りでユニバーサルデザインとを感じるもの

あなたの身の回りで、ユニバーサルデザインとを感じるものはどのようなものですか。
(はいくつでも)

集計表

身の回りでユニバーサルデザインとを感じるもの		全体	使いやすさに配慮した生活用品	スロープやエレベーター、手すりなどのある施設	使いやすく、見やすい表示になっている機器や印刷物	援助を推進している施設	利用者への介助、	ユニバーサルデザインに関するPRや人々の活動	その他	見かけたり感じたりすることはない	不明
全体		3,089	1,078	1,906	903	934	244	37	254	441	
(下段 %)		100.0	34.9	61.7	29.2	30.2	7.9	1.2	8.2	14.3	
性別	男性	1,285	392	797	374	397	118	14	110	172	
	(下段 %)	100.0	30.5	62.0	29.1	30.9	9.2	1.1	8.6	13.4	
	女性	1,750	674	1,094	520	524	123	22	137	247	
	(下段 %)	100.0	38.5	62.5	29.7	29.9	7.0	1.3	7.8	14.1	
	不明	54	12	15	9	13	3	1	7	22	
	(下段 %)	100.0	22.2	27.8	16.7	24.1	5.6	1.9	13.0	40.7	
年代	20代	320	109	228	98	98	29	6	31	8	
	(下段 %)	100.0	34.1	71.3	30.6	30.6	9.1	1.9	9.7	2.5	
	30代	461	165	322	156	132	32	5	30	33	
	(下段 %)	100.0	35.8	69.8	33.8	28.6	6.9	1.1	6.5	7.2	
	40代	446	165	287	129	145	34	4	43	39	
	(下段 %)	100.0	37.0	64.3	28.9	32.5	7.6	0.9	9.6	8.7	
	50代	651	226	425	183	209	37	7	62	74	
	(下段 %)	100.0	34.7	65.3	28.1	32.1	5.7	1.1	9.5	11.4	
60代	611	219	373	186	208	61	3	44	108		
(下段 %)	100.0	35.8	61.0	30.4	34.0	10.0	0.5	7.2	17.7		
70歳以上	568	189	261	146	135	51	11	38	167		
(下段 %)	100.0	33.3	46.0	25.7	23.8	9.0	1.9	6.7	29.4		
	不明	32	5	10	5	7	0	1	6	12	
	(下段 %)	100.0	15.6	31.3	15.6	21.9	0.0	3.1	18.8	37.5	

まちの中で工夫や改善が必要だと思ったこと

あなたは、まちの中で工夫や改善が必要だと思ったことはありますか。
(はいくつでも)

集計表

まちの中で工夫や改善が必要だと思ったこと	全体	駅などの階段	地下道や歩道橋	案内看板や誘導サイン	放置自転車	まちの中のトイレ	歩道や通路の路面	歩道と車道の段差
全体	3,089	1,071	1,159	728	1,417	1,203	895	1,483
(下段 %)	100.0	34.7	37.5	23.6	45.9	38.9	29.0	48.0
	(休憩施設 ベンチなど)	駐車場・駐輪場	バス停留所	パンフレット などの印刷物	自動販売機などの 機器の操作	その他	不便に感じたり 困ったりした ことはない	不明
(下段 %)	911 29.5	1,048 33.9	575 18.6	154 5.0	176 5.7	92 3.0	40 1.3	273 8.8

まちの中で工夫や改善が必要だと思ったこと		全体	駅などの階段	地下道や歩道橋	案内看板や誘導サイン	放置自転車	まちの中のトイレ	歩道や通路の路面	歩道と車道の段差
性別	男性	1,285	376	459	323	599	489	330	567
	(下段 %)	100.0	29.3	35.7	25.1	46.6	38.1	25.7	44.1
	女性	1,750	679	691	395	803	699	554	893
	(下段 %)	100.0	38.8	39.5	22.6	45.9	39.9	31.7	51.0
	不明	54	16	9	10	15	15	11	23
	(下段 %)	100.0	29.6	16.7	18.5	27.8	27.8	20.4	42.6
		(ベンチなど) 休憩施設	駐車場・駐輪場	バス停留所	パンフレットなどの印刷物	自動販売機などの機器の操作	その他	不便に感じたり困ったりしたことはない	不明
性別	男性	358	454	184	65	69	41	24	113
	(下段 %)	27.9	35.3	14.3	5.1	5.4	3.2	1.9	8.8
	女性	539	582	385	86	103	51	14	148
	(下段 %)	30.8	33.3	22.0	4.9	5.9	2.9	0.8	8.5
	不明	14	12	6	3	4	0	2	12
	(下段 %)	25.9	22.2	11.1	5.6	7.4	0.0	3.7	22.2

まちの中で工夫や改善が必要だと思ったこと		全体	駅などの階段	地下道や歩道橋	案内看板や誘導サイン	放置自転車	まちの中のトイレ	歩道や通路の路面	歩道と車道の段差
年代	20代 (下段 %)	320 100.0	127 39.7	113 35.3	72 22.5	140 43.8	142 44.4	96 30.0	149 46.6
	30代 (下段 %)	461 100.0	183 39.7	179 38.8	96 20.8	211 45.8	195 42.3	171 37.1	221 47.9
	40代 (下段 %)	446 100.0	168 37.7	176 39.5	108 24.2	218 48.9	153 34.3	149 33.4	237 53.1
	50代 (下段 %)	651 100.0	227 34.9	294 45.2	172 26.4	307 47.2	259 39.8	201 30.9	327 50.2
	60代 (下段 %)	611 100.0	186 30.4	221 36.2	161 26.4	297 48.6	239 39.1	145 23.7	277 45.3
	70歳以上 (下段 %)	568 100.0	169 29.8	170 29.9	114 20.1	234 41.2	202 35.6	128 22.5	258 45.4
	不明 (下段 %)	32 100.0	11 34.4	6 18.8	5 15.6	10 31.3	13 40.6	5 15.6	14 43.8
		(ベンチなど) 休憩施設	駐車場・駐輪場	バス停留所	パンフレットなどの印刷物	自動販売機などの機器の操作	その他	不便に感じたり困ったりしたことはない	不明
年代	20代 (下段 %)	92 28.8	129 40.3	70 21.9	16 5.0	22 6.9	18 5.6	5 1.6	7 2.2
	30代 (下段 %)	111 24.1	178 38.6	86 18.7	15 3.3	19 4.1	28 6.1	4 0.9	24 5.2
	40代 (下段 %)	103 23.1	169 37.9	90 20.2	23 5.2	28 6.3	7 1.6	9 2.0	33 7.4
	50代 (下段 %)	205 31.5	248 38.1	127 19.5	31 4.8	34 5.2	15 2.3	5 0.8	49 7.5
	60代 (下段 %)	210 34.4	197 32.2	93 15.2	35 5.7	28 4.6	11 1.8	8 1.3	63 10.3
	70歳以上 (下段 %)	181 31.9	120 21.1	104 18.3	31 5.5	41 7.2	13 2.3	9 1.6	89 15.7
	不明 (下段 %)	9 28.1	7 21.9	5 15.6	3 9.4	4 12.5	0 0.0	0 0.0	8 25.0

ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと

あなたは、ユニバーサルデザインを進めていく上で、どのようなことが必要だと思いますか。（ は5つまで）

集計表

ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと	全体	気配りや思いやりなどの心を育てる教育の充実	市民に対するユニバーサルデザインのPR	安全で快適な歩道や自転車道をつくる	便利で利用しやすい電車・バス等を普及させる	案内看板や誘導サインをわかりやすくする	使いやすさに配慮した建物や施設をつくる
全体 (下段 %)	3,089 100.0	1,718 55.6	733 23.7	1,573 50.9	1,027 33.2	894 28.9	1,100 35.6
	参加しやすい配慮をするイベント等でだれもが	印刷物や情報誌などをわかりやすく工夫する	生活用品の開発	情報機器を効果的に活用する	施設などで介助・支援サービスを進める	その他	不明
(下段 %)	575 18.6	259 8.4	632 20.5	239 7.7	667 21.6	70 2.3	317 10.3

ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと		全体	気配りや思いやりなどの心を育てる教育の充実	市民に対するユニバーサルデザインのPR	安全で快適な歩道や自転車道をつくる	・バス等を普及させる 便利で利用しやすい電車	案内看板や誘導サインをわかりやすくする	使いやすさに配慮した建物や施設をつくる	
性別	男性 (下段 %)	1,285 100.0	688 53.5	322 25.1	590 45.9	393 30.6	362 28.2	454 35.3	
	女性 (下段 %)	1,750 100.0	1,005 57.4	400 22.9	958 54.7	620 35.4	520 29.7	634 36.2	
	不明 (下段 %)	54 100.0	25 46.3	11 20.4	25 46.3	14 25.9	12 22.2	12 22.2	
		参加しやすい配慮をするイベント等でだれもが	印刷物や情報誌などをわかりやすく工夫する	生活用品の開発	使いやすさに配慮した	情報機器を効果的に活用する	・施設などで介助 支援サービスを進める	その他	不明
性別	男性 (下段 %)	216 16.8	102 7.9	234 18.2	122 9.5	278 21.6	33 2.6	135 10.5	
	女性 (下段 %)	348 19.9	150 8.6	387 22.1	116 6.6	372 21.3	37 2.1	169 9.7	
	不明 (下段 %)	11 20.4	7 13.0	11 20.4	1 1.9	17 31.5	0 0.0	13 24.1	

ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと		全体	気配りや思いやりなどの心を育てる教育の充実	市民に対するユニバーサルデザインのPR	安全で快適な歩道や自転車道をつくる	・バス等を普及させる 便利で利用しやすい電車	案内看板や誘導サインをわかりやすくする	使いやすさに配慮した建物や施設をつくる
年代	20代 (下段 %)	320 100.0	170 53.1	80 25.0	172 53.8	130 40.6	74 23.1	145 45.3
	30代 (下段 %)	461 100.0	265 57.5	84 18.2	262 56.8	154 33.4	116 25.2	196 42.5
	40代 (下段 %)	446 100.0	253 56.7	99 22.2	222 49.8	120 26.9	143 32.1	191 42.8
	50代 (下段 %)	651 100.0	398 61.1	184 28.3	315 48.4	222 34.1	194 29.8	233 35.8
	60代 (下段 %)	611 100.0	351 57.4	159 26.0	305 49.9	191 31.3	194 31.8	213 34.9
	70歳以上 (下段 %)	568 100.0	265 46.7	122 21.5	278 48.9	198 34.9	166 29.2	113 19.9
	不明 (下段 %)	32 100.0	16 50.0	5 15.6	19 59.4	12 37.5	7 21.9	9 28.1
ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと		参加しやすい配慮をするイベント等でだれもが	わかりやすく工夫する印刷物や情報誌などを	生活用品の開発	使いやすさに配慮した活用する	情報機器を効果的に ・支援サービスを進める 施設などで介助	その他	不明
年代	20代 (下段 %)	60 18.8	24 7.5	61 19.1	44 13.8	68 21.3	10 3.1	8 2.5
	30代 (下段 %)	68 14.8	28 6.1	89 19.3	38 8.2	78 16.9	11 2.4	30 6.5
	40代 (下段 %)	56 12.6	29 6.5	97 21.7	41 9.2	96 21.5	19 4.3	36 8.1
	50代 (下段 %)	130 20.0	50 7.7	154 23.7	54 8.3	154 23.7	11 1.7	49 7.5
	60代 (下段 %)	148 24.2	67 11.0	120 19.6	43 7.0	147 24.1	9 1.5	71 11.6
	70歳以上 (下段 %)	107 18.8	57 10.0	106 18.7	19 3.3	113 19.9	10 1.8	115 20.2
	不明 (下段 %)	6 18.8	4 12.5	5 15.6	0 0.0	11 34.4	0 0.0	8 25.0

ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方

あなたは、ユニバーサルデザインのまちづくりを、どのように進めていくことがよいと思いますか。（ は1つ）

集計表

		全体	行政が中心となって進める	市民（市民活動）が中心となって進める	事業者と行政が中心となって進める	市民と事業者と行政が協力し合って進める	その他	不明
全体		3,089	331	219	217	1,932	36	354
(下段 %)		100.0	10.7	7.1	7.0	62.5	1.2	11.5
性別	男性	1,285	152	101	98	777	21	136
	(下段 %)	100.0	11.8	7.9	7.6	60.5	1.6	10.6
	女性	1,750	171	112	115	1,132	14	206
	(下段 %)	100.0	9.8	6.4	6.6	64.7	0.8	11.8
	不明	54	8	6	4	23	1	12
	(下段 %)	100.0	14.8	11.1	7.4	42.6	1.9	22.2
年代	20代	320	22	27	40	215	5	11
	(下段 %)	100.0	6.9	8.4	12.5	67.2	1.6	3.4
	30代	461	55	27	60	283	7	29
	(下段 %)	100.0	11.9	5.9	13.0	61.4	1.5	6.3
	40代	446	53	21	36	288	7	41
	(下段 %)	100.0	11.9	4.7	8.1	64.6	1.6	9.2
	50代	651	64	44	37	444	5	57
	(下段 %)	100.0	9.8	6.8	5.7	68.2	0.8	8.8
60代	611	55	58	20	390	5	83	
(下段 %)	100.0	9.0	9.5	3.3	63.8	0.8	13.6	
70歳以上	568	76	37	24	300	6	125	
(下段 %)	100.0	13.4	6.5	4.2	52.8	1.1	22.0	
	不明	32	6	5	0	12	1	8
	(下段 %)	100.0	18.8	15.6	0.0	37.5	3.1	25.0

6 - 3 ユニバーサルデザイン基本計画ワークショップのまとめ

(1) ワークショップの概要

目的

静岡市ユニバーサルデザイン基本計画の策定にあたり、多様な属性の市民からの意見を集約し、本計画に反映することを目的とします。

参加者

高齢者、福祉関連学生、外国人、子ども連れの母親、市若手職員など

開催概要

計3回ワークショップを開催し、以下に検討内容を示します。

回	検討テーマ	検討内容
第1回 平成18年 10月4日	オリエンテーション	ユニバーサルデザイン(UD)やワークショップの開催概要について学習し、様々な人の参加による共通理解をはかりました。
	まち歩きをして課題マップを作成しよう	JR静岡駅や静岡市役所を中心とするモデル地区においてまち歩き(タウンウォッチング)を実施し、まちや建物等のUDの現状や問題点を調査・確認し、「UD課題マップ」を作成しました。
第2回 10月11日	UDの課題と課題解決のための対応策を考えよう	UD課題マップを踏まえ、UD推進にあたっての課題を体系的に整理しました。課題を解決するための取り組みに関する提案・アイデアについて、被験者を通じて抽出しました。
第3回 10月18日	ユニバーサルデザインを推進するための方策を考えよう	課題解決のための主な取り組みについて、実施にあたっての市民、事業者、行政の役割分担を整理しました。

(2) ワークショップの各回の結果

第1回 まち歩き～ユニバーサルデザイン課題マップの作成

グループ数 4グループ(各グループ 4人) 所要時間：1時間程度

	グループ名	コース	ねらい
A	都市チーム 北側コース	静岡市役所～駿府公園方面	徒歩での移動における課題の抽出及びよいところの発見をする。
B	都市チーム 南側コース	静岡市役所～呉服町方面	
C,D	交通チーム	静岡市役所～徒歩～新静岡駅... バスセンター～徒歩～JR静岡 駅...静鉄バス...静岡市役所	バス等公共交通(施設、車内、情報等)に関するUDの点検を行う。

下図に示す点線の区域内でまち歩き(タウンウォッチング)を行いました。



高齢者や外国人、子ども連れの母親、市職員、福祉学校の生徒など、多様な主体が参加し、障害のある人の疑似体験なども取り入れながら、JR 静岡駅から市役所までを含むエリアでまち歩きを行い、課題マップを作成しました。

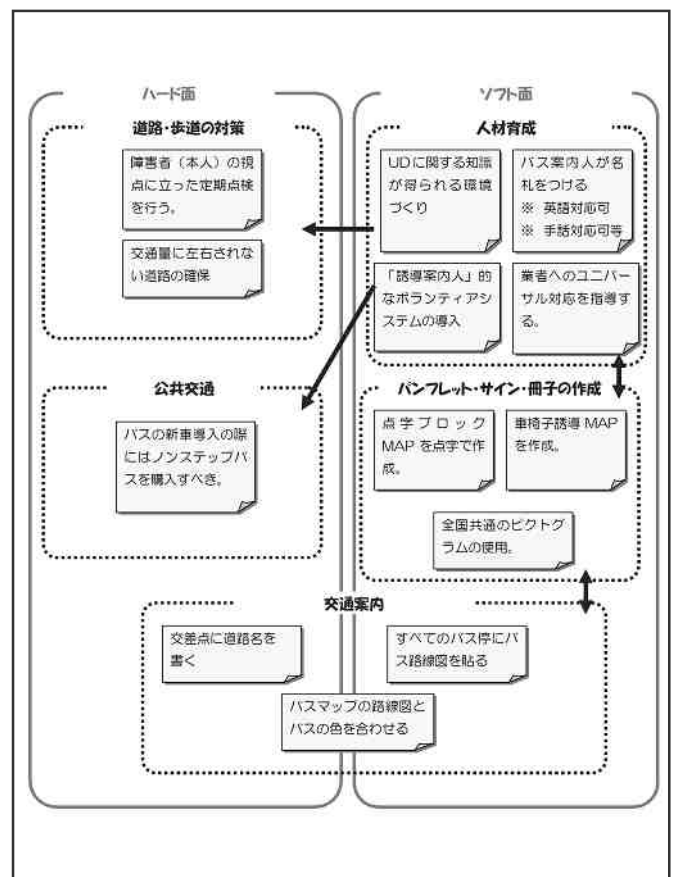
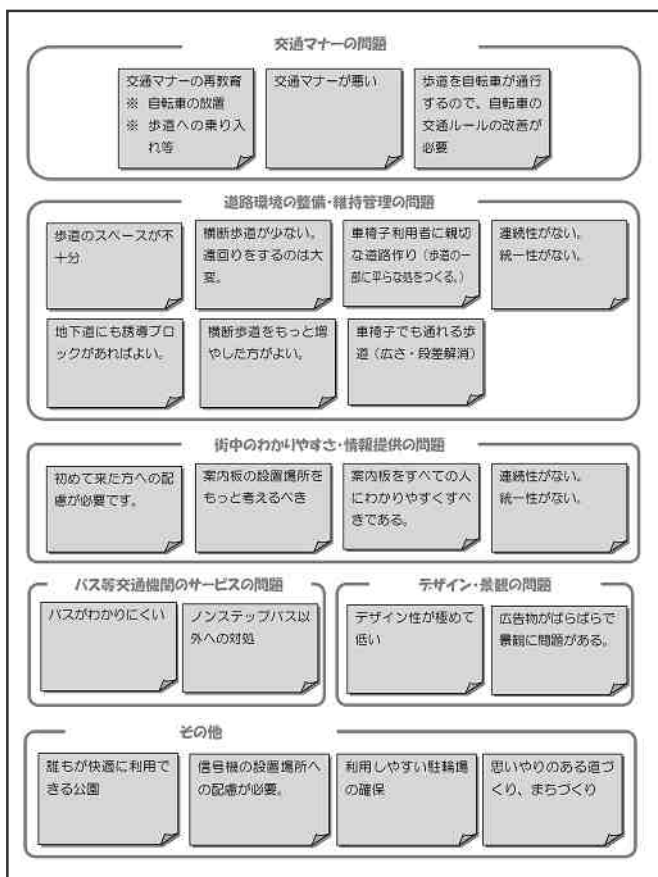


第2回 主要な課題の抽出

まち歩きからまちなかの主な課題を抽出し、体系化して整理しました。

【1班】

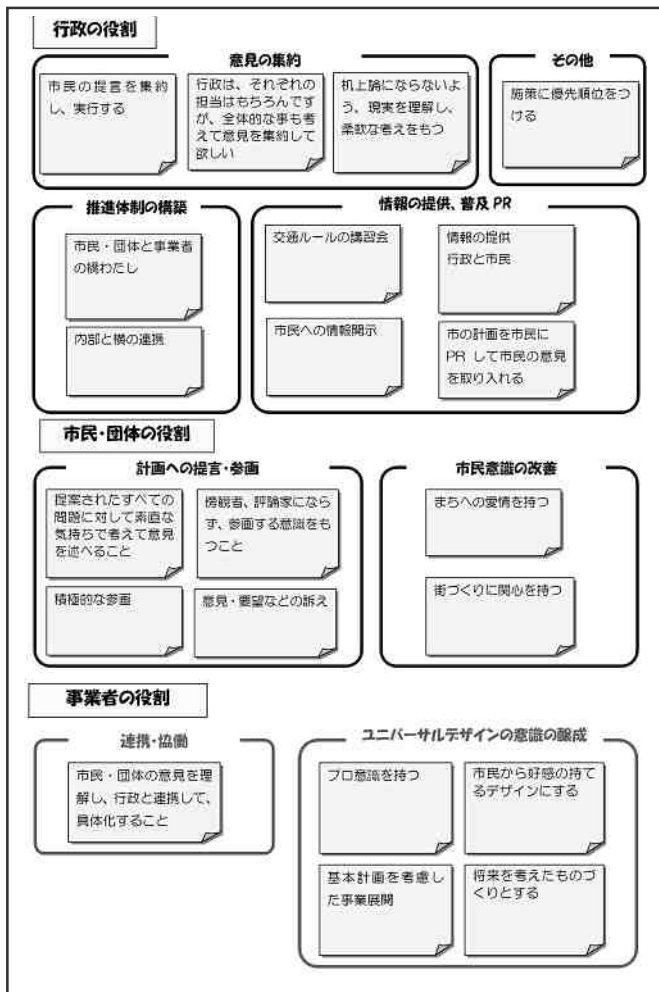
【2班】



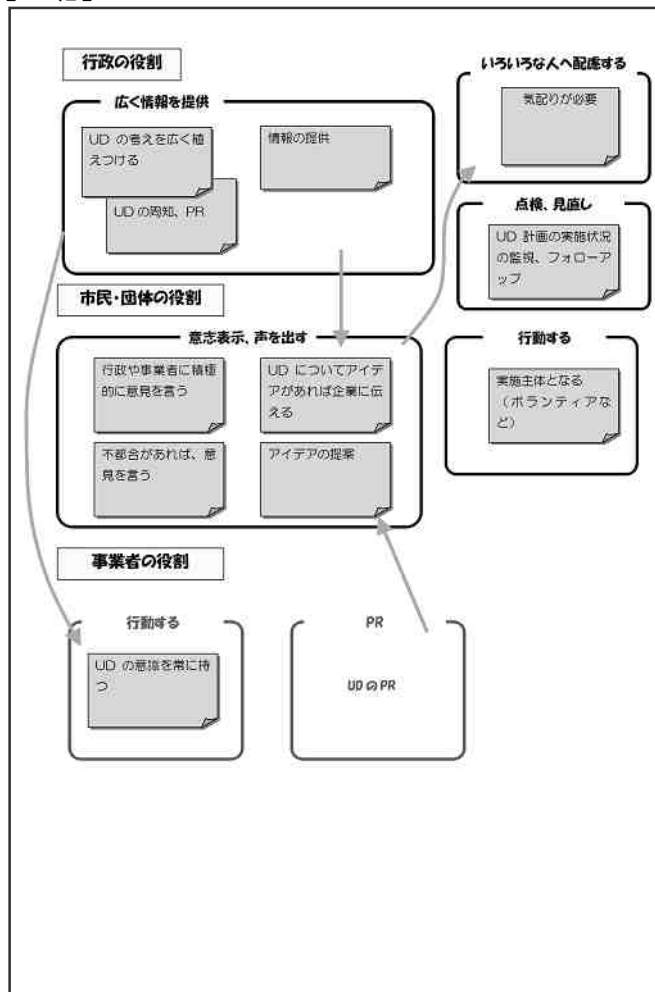
第3回 ユニバーサルデザイン役割分担について

行政は何をするのか、市民がしなくてはならないことは何か、事業者は何をすべきなのかについて検討しました。

【1班】



【2班】



ワークショップでの検討のようす



(3) ワークショップでの意見のまとめ

ユニバーサルデザインに関わる主な課題

1. 『心』の分野
自転車の放置や歩道の乗り入れなど交通マナーの再教育。 ユニバーサルデザインに関する知識が得られる環境づくり。
2. 『社会』の分野
誘導案内的なボランティアシステムの導入。
3. 『まち』の分野
歩道の幅員が十分ではない。 横断歩道が少ない、迂回をするのも困難。 車椅子利用者に親切な道路づくり。 車椅子でも通れる歩道。 誘導ブロックなど連続性がない、統一性がない。 誰もが快適に利用できる公園。 信号機の設置場所の配慮が必要。 利用しやすい駐輪場の確保。 思いやりある道づくり、まちづくり。 車椅子誘導 MAP を作成。 点字マップを作成する。 交通量に左右されない道路の確保。 ノンステップバスの導入。
4. 『情報』の分野
街の案内板やバス停の路線図をみると、すべての人にとってわかりやすいものにはなっていない。 はじめて静岡市に来た人への配慮が必要。 案内板の設置場所をもっと考えるべき。 サインは全国共通のピクトグラムを使用。
5. 『サービス』の分野
バス路線がわかりにくい。 バス停にバス路線図を貼る。 ノンステップバス以外への対処。 バス案内人が名札をつけるとよい。(英語対応可、手話対応可など)
6. 『モノ』の分野
まちなかにある構造物やストリートファニチャー*などのデザイン性が低い。 広告物がばらばらで景観上よくない。
7. 『しくみ』の分野
障害のある人(本人)の視点に立って、定期点検を行う。

ユニバーサルデザインを進めるうえでの役割分担

1 . 行政の役割
【意見の集約】 市民の提言を集約し、実行する。 行政は、それぞれの担当はもちろん、全体的な事も考えて意見を集約する。 机上論にならないよう、現実を理解し、柔軟な考えをもつ。
【組織や体制】 市民・団体と事業者の橋わたし。 内部と横の連携。
【周知・PR】 交通ルールの講習会。 UD の考えを広く植えつける。 市民への情報開示。 (市民や事業者への)情報の提供。
【UD の見直し・点検】 UD 計画の実施状況の監視、フォローアップ。
2 . 市民・市民団体の役割
【計画への提言・参画】 行政や事業者に積極的に意見を言う。 傍観者、評論家にならず、参画する意識をもつこと。 意見・要望などの訴え。 アイデアがあれば企業に提案する。
【市民意識の改善】 まちへの愛情を持つ。 街づくりに関心を持つ。
【行動する】 実施主体となる。(ボランティアなど)
3 . 事業者の役割
【連携・協働】 市民・団体の意見を理解し、行政と連携して具体化する。
【ユニバーサルデザインの意識の醸成】 基本計画を考慮した事業展開。 プロ意識を持つ。 市民から好感の持てるデザインにする。 将来を考えたものづくりとする。
【行動する】 UD の意識を常に持つ。 製品を PR する。

6 - 4 障害者協会の方々などとの懇談会のまとめ

(1) 懇談会の概要

目的

静岡市のユニバーサルデザインの取組みの方向性について障害のある方などの意見集約を行い、計画に反映させることを目的としています。

日時・場所

平成 18 年 11 月 22 日 (水) 静岡市中央福祉センター 3 階第 2 会議室

ヒアリング項目

まちの中や身の回りのことで工夫や改善が必要なこと
ユニバーサルデザインを進めていく上で必要なこと
ユニバーサルデザインで気づいたこと

(2) 懇談会のまとめ

1. 『心』の分野

精神障害者が犯罪をよくおこすというイメージを与える報道事例があるが、これは偏見であり、優しい目で見守るといった心のユニバーサルデザインに配慮してほしい。

様々な障害のある人に対する病気や状況について理解をして欲しい。

子どもに障害のある人への理解を促すために、幼稚園児への親の教育も課題となっている。

バスの運転手の方も知的障害者のふるまいについてももう少し配慮して欲しい。

知的障害を持つ子どもが健常者と同じように当たり前前に授業を受けられるとよい。

松葉杖の人がいたら列車の中で席を譲り合うなど思いやりの心が大切である。

我々を温かく見守っていただける雰囲気作りをお願いしたい。

ハードだけではなく、障害のある子どもに対しても充実した教育を提供するなどソフト面に配慮してほしい。

学校などでユニバーサルデザインの教育を進めるのが大切である。

さまざまな人のバリアを理解し、クリアすることによって本当のユニバーサルデザインが実現する。

若い人が障害のある人達を理解できるような社会にして欲しい。

駅そのものの改修だけではなくソフト面とともにユニバーサルデザインを進めて欲しい。

小さい時からの教育が大事である。学校などの授業を通して様々な体験をさせていくことが大切である。

<p>2. 『まち』の分野</p>
<p>時刻表やバス停などの表示を工夫していただきたい。</p> <p>JR 静岡駅のバス乗り場は複雑なので、色で目的のバス停まで到着できるようにわかりやすいサインの整備をお願いしたい。</p> <p>JR 興津駅に駐車場がなく、車椅子の人が乗り付けるのには不便である。また、駅構内の利用についても 2 日前に連絡の必要性があるなど実際は無理なことなので、もっと柔軟な対応をして欲しい。</p> <p>公共交通事業者には障害のある人に向けた情報をインターネットなどで提供して欲しい。</p> <p>駅舎などで、目的の場所がわかりにくいことが多い。</p> <p>雨よけのない停留所があるので改善して欲しい。</p> <p>バスの停留所は、到着までの待ち時間がわかるとよい。</p> <p>市民プールの更衣室への配慮が足りない。</p> <p>多目的トイレにベッドをつけて欲しい。車椅子が回転できるようスペースにも配慮して欲しい。</p> <p>公共施設やデパートには、車椅子の方用の多目的トイレはありますが、多目的に医療ケアなどの作業ができる多目的シートを設置して欲しい。</p> <p>防災上地域の学校は、重要な防災拠点となるので、整備を充実して欲しい。</p>
<p>3. 『情報』の分野</p>
<p>行政は、報道側に対して公平な情報を提供するよう指導して欲しい。</p> <p>知的な障害を持つ人にもわかりやすいサイン計画をして欲しい。</p> <p>夜間の案内板は暗くて見えないので配慮が必要である。</p>
<p>4. 『サービス』の分野</p>
<p>同じ障害なのに、手帳の有無により受けられるサービスとそうでないサービスがある。</p>
<p>5. 『モノ』の分野</p>
<p>アメリカの ADA 法[*]には保障されていることだが、静岡市においても補聴器誘導システム[*]（磁気ループ）設置など聴覚障害者に配慮して欲しい。</p> <p>ユニバーサルデザインのアイデアの提案などができるようなコンテストを実施するとよい。</p>
<p>6. 『しくみ』の分野</p>
<p>ユニバーサルデザインを推進するには、各関係機関の協力と調整が必要である。</p> <p>利用者の声を集約するしくみづくり、また、情報収集したものを学校、病院、施設、広告、掲示板などに広げていくこと。</p> <p>障害のある方、その介護をしている方などに話を聞いていく事が大切である。</p> <p>まちなかのところどころや駅などに相談所があるといい。</p> <p>障害を持つ人と行政が相互に計画の意見のやりとりができるとういと思う。</p>

7. 全体について

知的障害者の視点も入れて欲しい。

専門用語などでカタカナ用語を使用するのではなく、もう少しわかりやすい言葉で表現して欲しい。

高齢者が中心の計画ではなく、障害者にも配慮して欲しい。

6 - 5 市におけるユニバーサルデザイン関連事業等調査のとりまとめ

(1) 調査の概要

市におけるユニバーサルデザインの取り組みやユニバーサルデザインを進める上での課題を把握するために、関連事業等調査を実施しました(75課より回答)。

(2) 調査のまとめ

ユニバーサルデザインに関わる主な取り組み

1. 『心』の分野
<p>新職員研修のカリキュラムとしてユニバーサルデザインに関する研修を導入している。</p> <p>「静岡市地域福祉計画」を策定し、ユニバーサルデザインの視点に立った暮らしやすいまちの実現を目指している。</p> <p>城東保健福祉エリアにおけるユニバーサルデザインのパンフレットを作成し、小学校へ配布、また体験学習も導入している。</p> <p>「福祉教育」を実践している小学校に対して、ユニバーサルデザインの理念について照会することがある。</p> <p>年間8回外国人相談会を実施し、英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語での通訳体制をとっている。また、相談会の広告物を5カ国語で作成している。</p>
2. 『社会』の分野
<p>年齢、性別、外国人、障害の有無に関わらず、防災に関する指導啓発として市政ふれあい講座を行っている。</p> <p>「静岡市移動支援案内システム」を実施し、社会参画や就労などにあたって必要となる移動等に関する情報について、ユビキタスネットワーク技術を活用し、「いつでも、どこでも、だれでも」が利用できる環境を目指している。</p> <p>「静岡市生涯学習推進大綱」にもとづき、「社会的自立を促す生涯学習」として、市民の社会的自立を支援するため、生涯学習の環境整備を目指している。</p> <p>「静岡市スポーツ振興基本計画」を策定し、年齢、性別等を問わず生涯を通じてスポーツ等(レクリエーションを含む)に親しむことを目標としている。</p> <p>「静岡市産業振興プラン」のなかで、「仕事と子育ての両立、障害者の自立支援」等においてユニバーサルデザインの方向性を示している。</p>
3. 『まち』の分野
<p>【まちづくり】</p> <p>「静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」や「東静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者、障害ある人のみならず市民及び来訪者を含めたすべての人が自由に移動でき、楽しく安全な、人優先の道筋づくりを推進し</p>

ている。

公園のトイレを多くの人が活用できるような仕様としており、多目的トイレの導入を促進している。

ショッピングモビリティを推進し、商店街の活性化をはかるとともに、ユニバーサルデザインに対応した商店街づくりを実現するため、電動カートの購入に対して補助を行った。

【建築物】

「静岡市公共建築整備指針」や「静岡市公共建築整備マニュアル」を策定し、公共建築物の整備におけるユニバーサルデザインの考え方を示している。

新しく建設する公共建築物はユニバーサルデザインに配慮した建築となっている。

公共施設において、多目的トイレの設置やユニバーサルデザイン製品の活用などユニバーサルデザイン改修を実施している。

有料老人ホームの事業者に対し、ホーム入居後に身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮した建物の設計を行うよう指導している。

高齢者や障害のある人に配慮した市営住宅の建設やその耐震化を進めている。

【交通】

超低床ノンステップバスの導入を促進し、乗りやすく降りやすい、すべての人が移動しやすいバスの走るまちを目指している。

4. 『情報』の分野

「標準案内用図記号*ガイドライン」にのっとり、施設の建設時に案内図を作成。広場整備における案内板の設置などを実施。

「静岡市産業振興プラン」を策定し、「景観に配慮した公共サイン等の整備」の方向性を示した。

パンフレット等の印刷配布物の外国版を作成している。

「静岡市英文表記要領」を庁内ホームページで公開している。

静岡市ユニバーサルマップを配布している。

5. 『サービス』の分野

年齢や性別、外国人、障害の有無に関わらず来訪者にわかりやすい案内・説明をするよう課全体で取り組んでいる。

漢字の読めない人や外国人にもわかりやすい案内になるよう、封筒へローマ字表記をした。

地域の受付窓口にハイカウンターとローカウンターの両方を設定した。

選挙時に投票所をユニバーサルデザイン対応にしている。

6. 『モノ』の分野

公共建築物の設備に関し、メーカー資料や文献などを参考にユニバーサルデザイン製品の積極的な採用をしている。

7. 『しくみ』の分野

障害のある人（本人）の視点に立って、（ユニバーサルデザインの）定期点検を行う。

公共建築物の設計段階で部内委員による設計時審査を行うことにより、ユニバーサルデザインに関する意見などの確認が行われている。

ユニバーサルデザインに関わる主な課題

1. 『心』の分野

職員一人ひとりの意識啓発、課題解決能力を改善する。

職員及び市民のユニバーサルデザインの考え方を啓発・浸透させる。

ユニバーサルデザインの考え方の普及が充分ではない。

行政内部でのPRが不足している。

企業や関係団体へ波及させていくこと。

どうしても、各所属の業務内容によって視点が偏りがちである。すべての人への配慮という点で考える必要がある。

全職員がユニバーサルデザインに関する正しい認識や知識を持つこと。

国際アビリンピックを契機に、バリアフリーのみならず、さらに進んだユニバーサルデザインの推進が必要である。

ハード面の整備には時間がかかるため、ソフト面（人的支援）の充実を図る。

福祉教育に熱心に取り組む学校もある反面、そうでない学校もある。

2. 『社会』の分野

市民に対する学習情報の提供、機会の充実が重要であるが、まだ市民に浸透していない。

市民参画による市政運営に関する事業所及び住民との相互理解と促進。

3. 『まち』の分野

【まちづくり】

一部の公共施設や市中心部でユニバーサルデザインあるいはバリアフリーは進んでいるが、まだまだ未整備な部分がある。

公園施設と隣接歩道など、経路の連続性をもった計画・施策展開が重要である。

【建築物】

既存公共施設にハード的なユニバーサルデザイン改修をするには、構造的・スペース的な制約がある。

新しく作られる施設・設備などにはユニバーサルデザインが急速に取り入れられてきているが、対応していない既存の施設・設備などに関する改修や改良にどうとりにくんでいくのか方向性を示していくこと。

静岡県福祉のまちづくり条例にもとづく、特定公共施設の整備基準への適合率が低いいため、建築主や設計者の意識を変えていく必要がある。

高齢者や障害のある人に配慮した市営住宅では、管理負担が大きい。

市営住宅の建替えや改修について財政負担が大きい。
お年寄り、障害のある人にもやさしい庁舎づくり（バリアフリー・見やすい配置図など）。
学校施設は多くの建物を有しており、ハード整備は財政計画を立て、長期的視点で取り組まざるを得ない。

4. 『情報』の分野

サインや印刷物などで同じものを示すものについて各所属で統一させる。
各施設において、ユニバーサルデザインによる案内表示が必要である。
ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備として、公共施設の道路案内標識の整備に関する方針を早急に定め、全庁的に取り組む必要がある。
印刷配布物の外国語表記のものを作成していくこと。
どのように改良すればより使いやすい建築物・設備とすることができるのか情報提供の場が少ない。
災害時要援護者に配慮した情報提供や看板の設置。
インターネットを利用できない年配者などの利用しやすい媒体へ留意が必要。

5. 『サービス』の分野

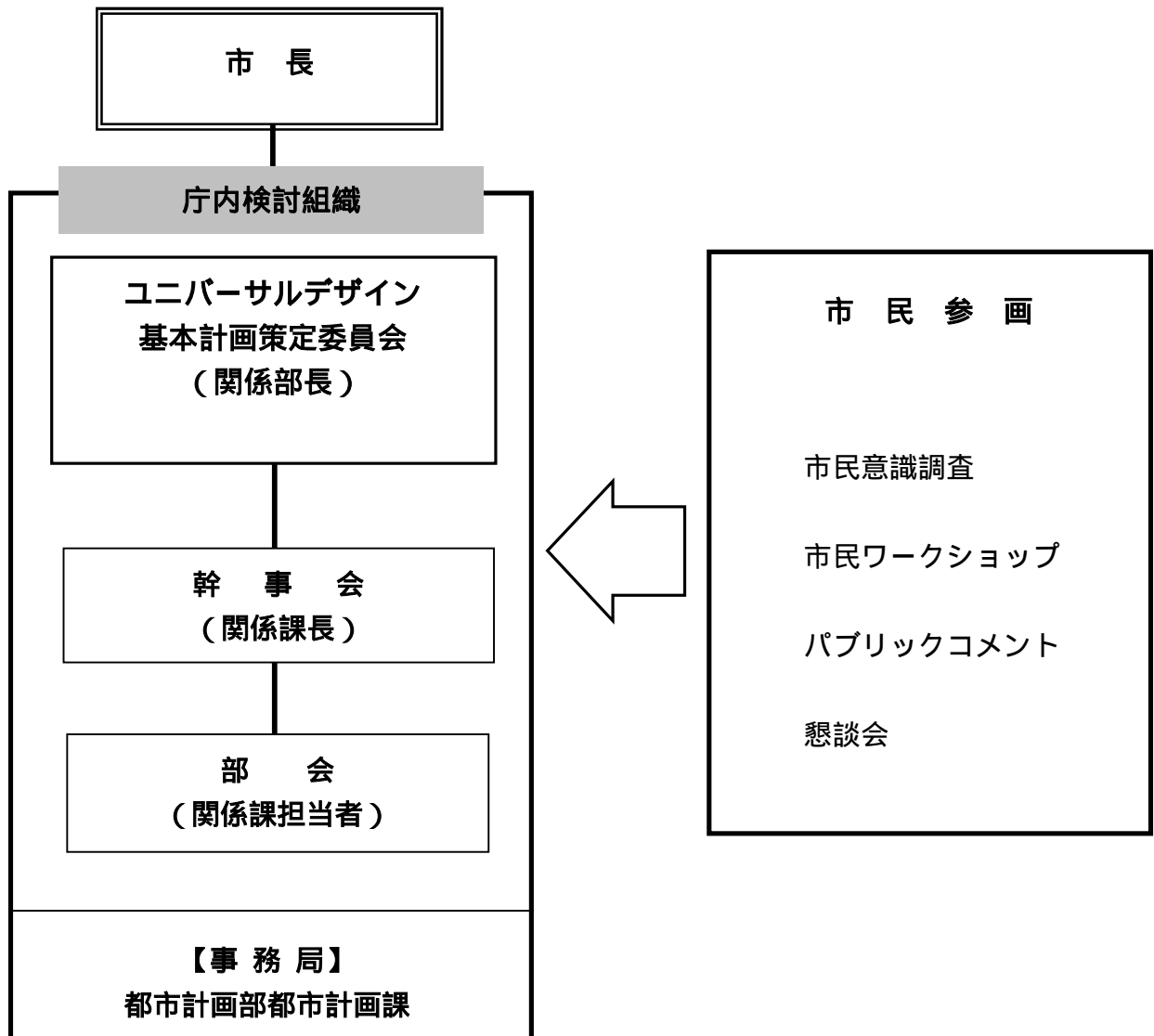
各個人の業務の中にユニバーサルデザインを取り入れて、実現していくこと。
誰にでも同じようにサービスを提供できるようサービスの質について考えていく必要がある。

6. 『しくみ』の分野

主体となって動く課を明確にすること。
市関係各課及び関係機関の連携を密にとること。
ユニバーサルデザインの受益者となる側の方々の意見を出来るだけ多くすいあげること。
統一的な、施策体系づくり。
ユニバーサルデザインを採用した後の効果の検証。
さまざまな市の事業に対する、細かく統一的な指針・規則の策定。
事業の優先順位及び予算確保。
県との連携は不可欠である。
ユニバーサルデザイン対応基準の制定。
環境負荷をなくしつつ、ユニバーサルデザインをいかに充実していくかが課題。
普及までに時間やコストがかかることが課題となっている。
ユニバーサルデザイン改修していく上での財政負担が大きい。
ユニバーサルデザインを導入していく上でイニシャルコストが増える。

6 - 6 策定体制

本計画の策定体制を示します。



6 - 7 委員会設置要綱

静岡市ユニバーサルデザイン基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市ユニバーサルデザイン基本計画(以下「基本計画」という。)を総合的かつ効果的に策定するため、静岡市ユニバーサルデザイン基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の案の作成、検討等に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る関係各部及び各機関の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、都市局都市計画部長の職にある委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する委員会の所掌事項に関し、事前の調査研究及び関係各課の連絡調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を会員として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、都市局都市計画部都市計画課長の職にある会員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する会員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 幹事会の所掌事項に関し、必要な意見及び資料の収集並びにそれらの分析検討を行うため、幹事会に部会を置く。

- 2 部会は、幹事会の会員がその所属職員のうちから指名する者をもって組織する。

(庶務)

第 8 条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、都市局都市計画部都市計画課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び部会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 24 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

職名	
総務局総務部長	経済局商工部長
総務局企画部長	経済局農林水産部長
市民環境局市民生活部長	都市局都市計画部長
市民環境局文化スポーツ部長	都市局建築部長
市民環境局環境部長	建設局土木部長
保健福祉局福祉部長	建設局道路部長
保健福祉局保健衛生部長	教育委員会事務局教育次長

別表第 2 (第 6 条関係)

職名	
総務局総務部総務課長	経済局商工部産業政策課長
総務局総務部政策法務課長	経済局農林水産部農林総務課長
総務局企画部企画調整課長	都市局都市計画部都市計画課長
市民環境局市民生活部市民生活課長	都市局都市計画部交通政策課長
市民環境局市民生活部国際課長	都市局建築部建築総務課長
市民環境局文化スポーツ部文化振興課長	建設局土木部建設政策課長
市民環境局環境部環境政策課長	建設局道路部道路計画課長
保健福祉局福祉部福祉総務課長	建設局道路部道路保全課長
保健福祉局福祉部障害者福祉課長	教育委員会事務局教育総務課長
保健福祉局福祉部高齢者福祉課長	教育委員会事務局学校教育課長
保健福祉局保健衛生部保健衛生総務課長	

6 - 8 策定経過

年 月 日	事 項
平成 18 年 8 月 1 ~ 21 日	市民意識調査の実施
8 月 31 日	第 1 回策定委員会・幹事会・部会合同会議 ユニバーサルデザインセミナー 〈講師：静岡県生活・文化部ユニバーサルデザイン室長 杉浦氏〉 ユニバーサルデザイン基本計画の策定について 策定スケジュール等について
9 月 1 ~ 14 日	各課照会調査の実施
10 月 4、11、18 日	静岡市ユニバーサルデザイン基本計画ワークショップ（計 3 回） 第 1 回：オリエンテーション、まち歩きをして課題マップを作成しよう 第 2 回：UD の課題と課題解決のための対応策を考えよう 第 3 回：ユニバーサルデザインを推進するための方策を考えよう
11 月 22 日	障害者協会の方々などとの懇談会
平成 19 年 1 月 9 日	第 2 回幹事会 静岡市ユニバーサルデザイン基本計画（案）について
1 月 22 日	第 2 回策定委員会 静岡市ユニバーサルデザイン基本計画（案）について 今後の体制づくりについて
2 月 10 日 ~ 3 月 9 日	パブリックコメント
3 月 26 日	第 3 回策定委員会・幹事会合同会議 静岡市ユニバーサルデザイン基本計画（案）について 今後のユニバーサルデザインの推進について

アルファベット

ADA法（障害を持つアメリカ人法）

1990年に制定された法律で、採用から配置、訓練、昇進、賃金、福利厚生、社会保障、解雇まで雇用のほぼ全過程や局面について、障害を持つ人に対する差別を禁止しています。ADA法が適用対象となるのは、15人以上を雇用するすべての事業者となっています。

NPO

Non Profit Organizationの略。行政や私企業とは独立した存在として、営利を目的としない社会的な活動を行う組織・団体の総称です。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立しました。

PDCAサイクル

計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返すことであり、施策や事業などを健全に実施していくための考え方や仕組みのことをいいます。

QRコード

二次元コードの一種。バーコードは、一方向だけにしか情報を持ちませんが、二次元コードは、水平、垂直方向に情報を持つことで、記録できる情報量を飛躍的に増加させたコードです。

S型デイサービス（地域ミニデイサービス）

在宅の虚弱高齢者、単身生活高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいの創出、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、当該高齢者に対し、簡単な体操やレクリエーション等の活動を行うものです。各地区社会福祉協議会が主体となり、地区民生委員・児童委員協議会を始め、ボランティアスタッフが運営にあたっています。

あ行

インターネット

パソコンや携帯など端末を使用した通信手段のことです。

か行

ガイドライン

法律や制度、計画などを具体的にわかりやすく例示するものです。

カウンセリング

個人の持つ悩みや問題を解決するため、精神医学・心理学等の立場から協力し助言を与える、個人指導や身上相談のことです。

コミュニティビジネス

高齢者の支援、子育て支援や子どもの健全育成、環境の保全、商店街の活性化など、地域・コミュニティの様々な課題やニーズに対応し、継続的に行われる事業のことで、地域の活性化や働く人の生きがいづくりにもつながると期待されています。

さ行

ショップモビリティ

商店街や中心市街地で、長距離の歩行が困難な高齢者や障害者、妊婦などに、電動カートや車椅子などを貸し出し、体に負担を感じることなく自由に街を楽しんでもらえるよう支援する取り組みのことです。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法にもとづいて一定以上の障害がある人に対し、申請によって障害の程度を認定し、都道府県知事が交付するものです。各種支援施策の基本となっており、税の控除・減免やJR運賃の割引など各種公的サービスを受けられます。

ストリートファニチャー

景観と調和するように美しくデザインされた彫刻、電話ボックス、案内板、標識、ベンチなど、道路や広場で都市空間を演出する様々な設備のことです。

スロープ

車椅子の人などが容易に昇り降りできるように勾配をつけた通路のことです。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。所得税等の控除・減免や公共施設等の利用料減免等の優遇施策があります。

政令指定都市

地方自治法で定められている「政令で指定する人口 50 万人以上の市」のことです。政令指定都市では、一般の市とは異なり、行政、財政制度などで多くの特例が適用されるため、県並みの行政サービスを提供することができます。

た行

多文化共生

さまざまな異なる国の文化などをお互いに認め合い、一つの社会の中で共存していこうとする考え方のことです。

多目的トイレ

障害のある人、高齢者、妊産婦など誰にでも使いやすい広いトイレのこと。床に段差をなくし、手すりをつけて出入り口から便器まで伝って移動できるようにしたり、小さな子供を持つ親のために、ベビーシートを備え付けるなどしています。

超低床バス

乗降口の段差を解消し、子どもやお年寄り、体の不自由な方でも乗降しやすくしたバスのことです。スロープ板により、車椅子の人も乗降できます。

は行

バリアフリー

建物や物などの物理的なもののほかに、より広く障害のある人、高齢者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除こうとする考え方のことです。

ピクトグラム

絵文字や象形文字、絵などを用いて伝えたいイメージがすぐに理解できるように工夫された統計図表やサインのことです。

標準案内用図記号

不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等に使用されている記号で、一目で何を表現しているかわかるように統一化された記号のことです。交通エコロジー・モビリティ財団によって策定され、125 種類あります。

ホームページ

インターネット上の情報公開窓口のことです。静岡市ではホームページ作成と公開のガイドラインを策定しています。

ホスピタリティ

訪れた人など相手に対する心のこもったもてなしのことです。

補聴器誘導システム（磁気ループ）

音・声に応じて変化する磁力線を発生するループコイルに誘導コイルを感応させ、増幅して音・声を聞く装置のことです。

や行

ユニバーサルデザイン

アメリカの建築家でノースカロライナ州立大学の故ロナルド・メイス氏によって提唱された考え方で、高齢者や障害のある人という特別の人に限定せず、また体格や性別、国籍などにも関係なく、できるだけ多くの人々にわかりやすく、利用できるように製品や建物、環境などをデザインすることです。

ユビキタスネットワーク

いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「いたるところに偏在する」という意味のラテン語に由来した言葉です。

要介護認定者

要介護認定は訪問調査の結果とかかりつけの医師の意見書をもとに介護認定審査会において「介護が必要」と認められた人です。

寝たきりや痴呆など介護保険の対象となる状態にあるかどうか、また、その申請者がどのくらいの介護を必要としているかという要介護度を判定します。

ら行

療育手帳

知的障害のある人（児童）に交付する手帳で、指導や相談を行うとともに、税の減免、旅客鉄道運賃の割引など各種公的サービスを受けやすくすることを目的としています。

わ行

ワークショップ

参加者が自由に意見やアイデアを出し合い、話し合いをしながら、その成果を参加者自身でまとめあげていく検討方法のことです。

しずおか あったかプラン

静岡市ユニバーサルデザイン 基本計画

平成 21 年 3 月

発行者 静岡市都市局都市計画部都市計画課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電 話 054-221-1123

F A X 054-221-1117

E-mail toshi@city.shizuoka.lg.jp

